

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱着を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問、答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは質問者の裁量で質問していただくことにします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせします。よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可します。

2番、酒井正吉郎君の一般質問を許可します。

2番、酒井正吉郎君。

〔2番 酒井正吉郎君 登壇〕

○2番（酒井正吉郎君） 通告に基づき質問いたします。

質問事項。役場庁舎の早期建設と中心市街地活性化計画の策定について。

質問の要旨。道の駅については、地域の活性化や災害対応などの面で多くの町民が待ち望んでいると考えます。一方、新しい役場庁舎建設については、分散庁舎であること、場所が分かりにくいこと、旧役場庁舎跡地が更地になっていることなどから、早期建設を求める声が大きいかと感じております。後世に後悔を残さないために、旧役場庁舎跡地、駅前広場、さらにJR只見駅を含めた整備構想づくりが今、何よりも重要であり優先して取り組むべきと考えます。そこで、一つ、新しい役場庁舎建設について時期を含めた町長の考えを問います。

一つ、過去の反省を踏まえ、今一度、町民参加の只見中心市街地活性化計画を策定すべきと考えますが、町長の考えを問います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

2番、酒井正吉郎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目は、新しい役場庁舎建設について、時期を含めた町長の考えを問うということですが、酒井議員もご承知のとおり、来庁される方々や職員の命を守ることを最優先に平成29年度から取り組んでまいりました庁舎暫定移転事業も令和元年度中に完了となりました。役場庁舎建設についての私の考えであります。以前からお示しをしておりますとおり、現状はあくまでも暫定移転でありますので、今後は駅前・町下・あさひヶ丘の3箇所に分かれている役場庁舎機能を一つにすべく検討していかなければならないと認識をしております。しかしながら、多額の経費と時間をかけて取り組んでまいりました暫定移転事業であり、来庁される方々や職員の命を守るという所期の目的は達成いたしましたので、国道289号八十里越開通やJR只見線全線再開通が目前に迫った現在、まずは道の駅や湯ら里整備等の大規模事業の推進が優先と考えております。新しい役場庁舎の建設時期につきましても、他に急がなければならない大規模事業が山積する状況下において、何年度に設計、何年度に工事着手ということを明確にお示しできる状況にないことをご理解いただきたいと思います。

2点目の只見中心市街地活性化計画の策定についてであります。平成26年度に只見町商工会において只見町中心市街地活性化協議会を設置され、詳細な議論を経て中心市街地重点支援事業計画としてとりまとめをされたものがあり、今般の只見町道の駅基本構想の策定にあたっては、観光開発審議会における議論の資料とさせていただいたところであり。現在、道の駅については基本構想を基にした基本計画の策定に着手しており、その中で旧役場跡地、駅前広場、JR只見駅との連携等も含めて検討を進めることとしております。その検討には道の駅検討委員会として学識経験者・関係機関に加え、公募による町民参加も予定しておりますので、道の駅検討委員会において議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） 議長、資料をちょっと用意してまいりましたので、資料配付の許可

をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） はい、資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） ただ今の町長の答弁に対し、質問をさせていただきます。

一つ目の質問は、この度、町が基本計画策定に着手された道の駅、目前に迫ったJ R只見線の鉄路による再開通。そして、町民の悲願である新しい役場庁舎の建設のためにも、5年以上もとん挫したまま放置されてきた中心市街地活性化計画を、疲弊が加速度ついて進んでいる只見町の再建のためにもう一度チャレンジすべきと考えるからでございます。

お配りした別紙資料に質問するうえで大切な内容が書いてありますので要点を読みます。

5年ほど遡ります。平成26年度中心市街地再興戦略事業であります。この事業は経済産業省の補助事業で、調査に関する事業に東北で1箇所だけ只見町が採択を受けました。検討期間は平成26年10月1日から5ヶ月間。補助金額は国庫補助が668万、町補助が414万、合計1,082万円の補助事業でした。主な事業の内容は、国道252号線と国道289号線の交差部周辺に、将来的に道の駅となるような拠点施設整備案で、ユネスコエコパークに登録されたこともあり、只見ブランドの発信拠点にする。そのほか、南会津建設事務所が進める国道289号線拡幅改良歩道整備に合わせ、信号機から只見駐在所までの区間の景観基本デザイン、街頭空間デザインを検討する。さらにJ R東日本が主体となって鉄道資料館と商業施設の複合施設を計画し、J R只見駅に近接した町役場庁舎の改築、北陸地方整備局などが進めるルート289八十里越え事業の完成後を見据え、中心市街地の再構築を図るという只見町にとって起死回生を目指す大事業のスタートを切る補助事業でした。当初、商工会は町からこの事業の計画策定を依頼され、商工会が中心となり、日本大学工学部、N P O白河建築サポートセンター、都市計画第一研究室の3者のプロ集団を筆頭に、南会津振興局、南会津建設事務所、J R東日本仙台支社、只見区、東邦銀行、まちづくり協会、役場の担当課長、商工会役員ほか、総勢42名が参加された重要なプロジェクトでした。その後5ヶ月間かけて3月までにまとめあげた中心市街地活性化重点支援事業の最終提案書を4月に役場町長へ提出。その後、役場総合政策課と主要なメンバーがさらに検討を進め、只見区の総会や文化祭で住民に概要版を示しました。そして、その後、内閣府、東北通産局が関わった国の政策事業に申請し、採択されれば6億円あまりの予算がつく事業でした。

そこで質問いたします。商工会から上がった最終提案書を基に、町を中心にさらに煮詰めて、国の補助事業に申請、申し込みをする流れだったと思いますが、申請はされましたか。伺います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 結論から申し上げますと、最終的には申請はしておりません。ということは、私が町長に就任した後ですね、この計画に基づいた時点の中で、一つに役場庁舎の改築の問題が、ここの計画の中の中心のところにあったものが、一応、断念をせざるを得ないということがございました。そういった経過がありましたのと、29年に豪雨災害等がありまして、非常にあの、災害復旧のほうに力がいきまして、こういった計画が一時中断したという経過がございます。そういった中でこの申請については、事業の時期がずれて、結局、申請には至らなかったという結果がございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） ありがとうございます。

この事業は只見町の再構築のために非常に重要なプロジェクト事業でしたので、商工会が代表して、その後、早く申請されるよう、取り組まれるよう、町に対し何度も陳情しましたが、何故、現在まで放置されているのか伺います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 配付していただきました資料の中にもございますが、国道289号只見工区の拡幅改良工事につきましても、今年度、大体、補償交渉のほぼ見通しが立つところまでまいりました。で、今までここに至るまで、いろんな形でこういった整備計画が進む状況について捉えていたんですが、そういった中で役場の暫定移転、それから旧庁舎は解体いたしました。それと、289号の只見工区の方が見えてきたということで、現在まで一気にそういったところは町独自ではできなかったということもございますので、この度は当時の補助事業は現在、この事業についてはないというふうに理解を、制度的に終わっているといえますか、別の交付金事業に変わっているということがございますので、他の補助事業を使いながら、道の駅とか、そういった駅前を中心とした、この中心市街地活性化計画を基本としたものも参考にしながら、取り組めるところから導入をしていきたいということで今、事業を進めようとしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 酒井正吉郎君。

○2番(酒井正吉郎君) 今のお話では、これから未来永劫、検討しないということではなく、検討の時期を伺っているということと理解いたしました。町長は毎日、しかも目の前で、旧役場庁舎の跡地、中心市街地の現状を見られていますが、現状について、町長さんの感想をお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 菅家町長。

○町長(菅家三雄君) 昨年まで、といいますか、までは非常に駅前、草ボウボウで、一部からイベント広場を広げながらやってまいりました。で、今年度は2月に実施いたしました雪まつり。雪が少なかったものですから、多少、堆砂をしまして非常にきれいにはなっております。ただ、そこに駅前庁舎がございますが、他のところではやはり、空間のひとつとなっておりますので、JR只見線が再開通に向けた中では大きなイベントや何かを計画するうえではある程度の条件下にはなりましたが、ここに道の駅ができれば、また新たな誘客にも結び付くというようなことを考えながら周辺を見させていただいております。

○議長(大塚純一郎君) 酒井正吉郎君。

○2番(酒井正吉郎君) 着々と考えは進められているというように理解いたしました。

ここで、令和元年度の町民アンケートを紹介します。ページ、20ページ、中心市街地活性化対策について住民の声です。結局、何もされていない。計画を具体的に示してほしい。遅い。早急に実施すべきだ。コンパクトシティ構想はどうなったなど、早期の取り組みを切望されております。町長は2期目の続投を公言されました。そして、町民の声を反映する町政を目指しておられると信じておりますが、アンケートへの感想を伺います。

○議長(大塚純一郎君) 菅家町長。

○町長(菅家三雄君) 今年度、年度当初から、ある程度具体的に進めていきたいということではございましたが、今、世界を揺るがしております新型コロナの影響で、外部の方の人を招聘できなかったり、いろいろな弊害がここに事業として出ております。それで、ただ、今、緩やかに経済対策を中心とした形で規制を緩められようとしております。そういった中で遅れた取り組みについて、できるだけ早く、それを取り戻すように取り組んでまいりたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(大塚純一郎君) 酒井正吉郎君。

○2番(酒井正吉郎君) ありがとうございます。

そこにピンク色の冊子がありますが、120ページ余りに亘り、血税1,082万円をか

けて検討委員42名が5ヶ月間に亘り知恵を絞り、まとめ上げた報告書です。遠方から振興局、建設事務所、JR東日本仙台支社さんが毎回出席されてきました。その後、いつ申請されるのかと、内閣府からは担当者がわざわざ来町され、国会議員さんも協力しようと手を差し伸べられていた大きなチャンスの事業だったと思います。先ほどもちょっとお話ありましたが、このことについていかが認識されておりますか。お伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） この計画の策定の中で、私も当時、区の役員として計画策定の委員の中には参加をしておりましたので、内容的には承知をしているつもりでございます。ただ、そういった後、先ほど私も申し上げましたように、あの計画が上がった後、首長の交代。それから役場庁舎の問題。それから災害の問題といろいろある中で、この事業を推進する時期を逸してしまったということがございますので、ただ、この計画の精神については充分引き継ぎながら、この後、今進めようとしている道の駅の検討委員会の中でも議論をさせていただきながら、そういったところの元のご意見等については十分に参考にさせていただきながら計画を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） ありがとうございます。

私の意見でございますが、大きな補助金をもらい、多くの専門家に審議していただき、さらに国と国会議員から手を差し伸べられていたこの事業に早期に再挑戦させていただきたいというのが私の意見でございます。

次に移ります。二つ目の質問は、只見町新庁舎建設についてであります。旧役場庁舎は平成22年、耐震性能に不備が指摘され、新庁舎の建設計画がスタートし、途中経過は飛ばしますが、平成27年、第1回入札不落。翌28年、再入札執行されるも応札者なし。そして、同年に町民・職員の生命安全のため暫定移転をし、現在に至っております。結果として、設計委託料など1億2,000万円という貴重な町費を無益に失うことになりました。これは年間の町民税に相当する財源でした。血税でした。民間なら当然、倒産、廃業という一大事でした。ここで町民アンケートを紹介します。50ページ、只見町の新庁舎はいつできるのでしょうか。旧跡地にできるものと思ひておりましたが、バラバラであつては統制がとれませぬ。災害時等にきちんと対応できる役場庁舎を建て、今までの場所に只見の役場ここにあり

と胸を張っていきたいものです。只見駅を降りたら何もない只見だったでは寂しい限りです。57ページ、庁舎が分かれていることは、町民にとって非常に不便で、町外から来られた方々も戸惑っている。暫定移転のはずである町下庁舎には大規模な改修予算は入れるべきではなく、仮庁舎に6億近いお金が使われたのが信じられない。議場も豪華ですね。一部を紹介いたしました。

ここで質問いたします。現在も町内3箇所に分散した状態の役場庁舎と機能について質問いたします。一つ、住民の方々の意見、想いをどう感じられておられますか伺います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 役場庁舎問題につきましては、議会の中でもいろいろと議論がされた中で、ただ今の住民の方々の意見ということでございます。ただあの、先ほどの答弁の中でも申し上げました。たしかにあの、この暫定移転の庁舎を総額では6億という事業費になっておりますが、内容的には学校から、教育施設から一般の庁舎として利用をするための建築の関係の変更申請とか許可の関係で、どうしてもやらなければならない。それと旧庁舎の解体費と約1億近い数字になりますが、そういったものも含んでいるということを一とつご理解をいただきたいと思えます。それと、併せまして、今、この庁舎問題については、相当、住民の中からも多くのご意見をいただきました。それで、これほどのお金をかけて、また庁舎のほうに入るといよりは、従来とも申しております、この奥会津地域、国道289号が抜けることによって大きく変わります。それに向けた対応が優先という選択肢を私はさせていただきまして、そういった中でまずあの、町の顔として道の駅を選び、そして来ていただいた方の収容数を上げる努力をしていくと。そういったものを基本としながら、町の産業の育成も図り、只見町の将来を想像しながら対策をしていくと。庁舎につきましては、その方向性がついてから、改めまして議論を申し上げ、3箇所に分かれているものを一つにまとめて行政執行を速やかに運営できるような体制にもっていくように努力したいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） 次にあの、役場の重任でもある職員の方の働き心地を、いかがでしょうか。地域創生課長、農林建設課長のお二人にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 働き心地というご質問でございました。ご指摘がありましたと

おりですね、暫定移転としての分散庁舎という形になっておりますので、課の連携等々については当然、様々な課題は当然ある。それは正直に申せば、そういうことではありますけども、現在も暫定移転進みまして、今こちらのほうに移って業務をしておりますので、町民の方々からすればいろいろなご不便はあるかもしれませんが、職員としては、その与えられた場所で精一杯やっているというのが現状でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 農林建設課にご質問でございますが、農林建設課、ご存じのとおり、従来の農林振興課と、それから環境整備課が一つになった課でございます。幅広く町内外の方々との意見交換だったり、そういった面では大変あの、役場庁舎が分散しているということは望ましくない状況だというふうには感じてございます。しかしながら、現状で与えられた場所で業務を執り行っておるところであります、一番は町民の方に迷惑がかからないように、いろいろ相談事もございますから、そういったところに注力をしまして業務にあたっているところでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） 伺いますと、非常に密な状態で頑張っていらっしゃるということで、ご苦勞様でございます。

それではあの、非常時には緊急対策本部になりますが、この庁舎で対応機能は大丈夫でございますか。伺います。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほどあの、酒井議員のご質問でございますが、昨年度、10月の12日に台風19号が被害がありまして、その時に災害対策本部というものを立ち上げまして、駅前庁舎の2階の対策本部のほうで対応をさせていただきましたが、その際は問題はなかったものと感じております。

○議長（大塚純一郎君） 酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） ありがとうございます。よく頑張ってもらえると敬意を表します。

町の本丸であり頭脳でもあるはずの庁舎を、いつまで現状のままにしておかれるのか残念ではあります、いろいろ考えて、次のことを考えて対応されていることで、よろしくお願



いたします。

町では、今、道の駅と交流促進センター建設の計画策定が動き出しましたが、何よりもまず、本丸である役場庁舎を確立し、町の顔であり、経済基盤である中心市街地の活性化に取り組むべきと確信しております。先ほど町長さんの答弁にもありましたが、是非とも、役場庁舎、中心市街地を第一に考えて進めていただければと考えております。

質問からちょっと離れて申し訳ありませんが、体験談と新聞記事を紹介いたします。今回の質問をするにあたり、岩手県紫波町のオガールプロジェクトを勉強し直し、近隣町村の南会津町、下郷、昭和、金山、三島町を一回りし、中心市街地、役場庁舎、道の駅を中心に見てきました。特徴としては、きらら289は道の駅本来の機能に加え、天然温泉と再生可能エネルギーの活用をしておりました。南会津町役場は市街地の中心に位置し、駅にも近く、庁舎の内部は町産材をふんだんに活用。対応された職員はワンストップ機能で町民の方にも好評で、我々も以前よりやる気の出る庁舎で満足していますとのことでした。田島の本通りには、まちなか交流サロン、無料休憩所や祇園祭の大屋台の格納庫があり、両側の歩道には街路樹。バイパス通りには木造の町の駅、南会津ふるさと物産館がありました。昭和村の道の駅は郊外に位置し、織姫交流館、からむし工芸博物館という文化施設と隣接し、町内元気グループが立ち上げた食堂苧麻庵ではオリジナルメニューが人気でした。金山町の中心市街地は平らな土地が非常にないため、JR只見線駅舎は郵便局、農協との合築。役場はRC5階建てで教育委員会、公民館、開発センターとの併設でした。金山町の道の駅は同じ敷地内に県指定重要文化財の萱葺き屋根の農家と7月にオープン予定の東北電力奥会津水力館と共存しておりました。改めて周回してみて感じましたことは、どの町村も重要な施設をコンパクトに終結させ、住民と観光客の利便性に配慮されていたのが印象的でした。只見町は近隣町村の中では南会津町に次いで広い土地に恵まれており、JR只見線の駅舎、道の駅、役場庁舎、駅前通りの拡幅整備が歩いて用が足せる近距離にコンパクトに終結できれば理想と考えました。

新聞記事、ちょっと読ませていただきます。平成28年でございます。見出しは、自治体庁舎建て替え促進。政府は耐震化を財政支援と書いてありました。政府は2017年度から耐震性が不十分な自治体庁舎の建て替え促進策を導入する。現行の耐震基準を満たさず、老朽化のため補修工事による耐震化にも適さない本庁舎が対象。事業費の90パーセントまで地方債が発行でき、国は返済額の2割程度を地方交付税に上乗せして支援するという嬉しい

記事がありました。平成26年頃には新潟・福島大豪雨災害からの復旧復興の最中にあたり、そんな中、大事な二つのハード事業が失敗に終わり落ち込みました。しかし今、駅前通りの拡幅改良、歩道整備が始まり、奇跡と言われたJR只見線の鉄道による再開通、長年の悲願だったルート289八十里越えの全線開通が目の前に迫っており、これを復活の最後のチャンスと捉え、行政、議会、町民が運命共同体となり、前進するのみと考えますが、いかがでしょうか。伺います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 多くのご意見ありがとうございました。

郡内、いろんなどころをご参考になり調べていただいたことについて、ありがとうございました。

そういった中で、只見町はどちらかというと旧村単位の形で地域づくりを中心としたような、3地区をそれぞれ構成した中で、ある程度、平等のような形で地域づくりを中心として捉えてきました。そういった中で一番先に考えられました、先ほども出ました庁舎の耐震の問題と、それからアスベストとか、いろんな形で、新たな建築様式とそれから地震等によって変革は出ておりますが、只見町はそれについては早期から対応し、アスベストも耐震もほぼ、今、橋梁とか、いろんなどころで、住宅も計画通り進めております。それで、ほかの町村と比較しては空き家的な公共施設は少ないというふうにご理解いただきたいと思います。そういったやり方は取り組んでおりますので、その時期を捉えながら、それなりにきちんとした取り組みをしてまいったというふうには私と考えておりますし、議会の皆様についても、その点をご理解をいただいたんだと思います。そういった中で庁舎についてはいろんな課題は出てまいりましたが、最後におっしゃられました289の開通が、朝日地区がほぼ9割、それから只見が今度、改築に入ると。明和地区は計画に要望していきたいというふうな形で289八十里越えの開通に向けた形の取り組み、今、町内、議会と一緒に進んでいただいております。これをさらに推し進めながら、続いての、開けた時のですね、只見町を想定しながら、どのような形で対策をしていくか。非常にこのコロナが地球規模で影響があります。経済がどのように回復していくかということがひとつ大きな争点になっておりますので、そういったところも充分見据えながら、只見町の場合、誘致企業から農業、それから商業。いろんな形、観光もそうです。他の町村にない要素を持っておりますので、そういったところを連携をしながらやっていくといたしますか、行政運営というのはそういった

ところを充分捉えてやっていく必要があると思いますので、この後もコロナ対策を含めながら町づくりに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご支援をいただきたいと思  
います。

○議長（大塚純一郎君） 酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） 希望の持てるご返答ありがとうございました。

最後に、我々町民と事業者の方々は、現在、コロナウイルスに悩まされ、大問題になって  
おりますが、本日お願いした二つの課題は町民と町の将来にとって、そして、町長の政治生  
命にとっても最重要課題と考えます。二つの事業の早期の取り組みに対し、町長の英断に期  
待いたしますが、時期も含めたご返答お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） コロナ対策につきましては、現在、国が今日、二次補正が衆議院を通  
過、それから参議院のほうに回ると思います。それと、福島県会のほうについては、まもな  
く、まだ県会は開催されておりませんが、予算の骨格については知事の発表がありました。  
そういった中でコロナ対策について、いろんな形で国と県が取り組んでいただいております。  
その結果をもちまして、只見町もどのようなものを優先的に取り入れられるか。それに対  
してどのようにやっていけるか。あとは、そこに只見町にはちょっと欠けてしまうといいま  
すか、穴っぼができるようなところがあれば、それは町で支援をしていくというような考え  
方を基本として、コロナ対策についてはこの後、議会のほうにご説明を申し上げながら取  
組んでまいりたいというふうに思いますので、皆様方のご意見も十分にいただいて、只見町  
のコロナ対策が円滑に進むよう取り組んでまいりたいと思いますので、是非ともご協力をよ  
ろしくお願いしたいと思

○議長（大塚純一郎君） 酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） ありがとうございました。

今年の秋、町長選挙もあります。遅くとも7月議会までに、日にちも決めた決断、御決心  
をお待ちしております。

以上で終わります。

○議長（大塚純一郎君） 答弁。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 一応、3月会議の中で私の気持ちはお話をさせていただいてございま

す。そういったところを参考にご理解をいただければというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） これで、2番、酒井正吉郎君の一般質問は終了しました。

○2番（酒井正吉郎君） ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、小沼信孝君の一般質問を許可します。

5番、小沼信孝君。

〔5番 小沼信孝君 登壇〕

○5番（小沼信孝君） それでは、5番、通告に従いまして質問いたします。

新型コロナウイルスに対する経済支援対策、感染予防、医療受入れ体制、国・県の支援対策以外の只見町独自に支援対策についてお伺いいたします。

一つ、新型コロナウイルス発生による町内事業者が受けた経済影響に対する、町としてどのように対応しているのか。今後どのような対応を考えられるのか。

二、各事業者も大変苦勞していると思います。従業員の方も収入減が予想され、そういった方々の支援についてどのように考えられるのか。

三つ目、現在、感染が落ち着いているようですが、自粛解除を受け、今後多くの人が町内出入りが予想されます。町として感染予防対策。それから診療所等の医療現場の受入れ体制をどのようになっているのかを、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 5番、小沼信孝議員のご質問にお答えをいたします。

1番目の新型コロナウイルスによる町内事業者が受けた影響に対する支援対策についてであります。まず、影響調査についてであります。本年2月以降影響が大きいと見込まれる宿泊飲食事業者に対する聞き取り調査を随時実施するとともに、町内全事業所を対象としたアンケート調査を2回実施して実態の把握に努めております。その結果を踏まえ、町としての基本的な対応方針を、国・県等の支援があるものはこれを十分活用していただき、この支援が及ばない部分について町の対応を検討することとし、町ホームページの掲載や事業者への資料郵送等により国・県の支援策の周知を図るとともに、社会保険労務士を招聘した緊急個別相談会を開催したところであります。さらに、今般の6月会議において、制度資金に対する国・県の支援対象外となる利子補給や補償料補助、新たな生活様式に対応した感染症予防対策に係る衛生資材等の購入補助、消費喚起による商業活性化のためのプレミアム商品

券の拡充や弁当飲食クーポン券・町内商品券の配布などの様々な雇用・経済対策の補正予算をお願いしているところであり、この後においても国・県の動向を見ながら必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

2点目の労働者の収入減に対する支援についてであります。会社等の経営者の皆様には国の雇用調整助成金等の積極的な活用により、雇用者の収入確保にご尽力をいただいておりますが、基本給以外の収入減は避けられないとの見方があり、ローン返済等に困る方が出てくるのが懸念されております。各会社等でも対策を検討されているところですが、町からは社会福祉協議会で取り扱う個人向け緊急小口資金等の特例制度の活用をご紹介させていただいております。こちらにつきましても、国・県の動向を見ながら情報提供を継続してまいります。

3点目の町の感染予防対策についてであります。6月1日から県外への移動制限が緩和されているところですが、6月18日までは首都圏や北海道との往来をできるだけ控えていただき、3つの密を避け、マスクの着用、手洗い、人と人との距離を保つなど、基本的な感染症対策を徹底していただくよう、引き続き周知してまいります。地域の行事につきましては、広域的な移動が見込まれず、参加者が把握できる場合は感染症対策を講じたうえで実施をお願いいたします。検査等の医療受け入れ体制についてであります。現在、福島県においては、1日当たり最大で450人分の検査体制となっており、今月中に570人分にする計画となっています。また、病床数は229床、宿泊療養施設は300部屋を確保しております。PCR検査は公的医療保険適用後も行政検査となっていることから、症状や感染の疑いのある方は帰国者・接触者相談センターに相談のうえ、その紹介により県指定の医療機関において検査を受けることになっております。現在、朝日診療所で新型コロナウイルスの検査及び患者対応は行っておりませんので、町といたしましては一般の患者対応を優先し、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ繋ぐことが重要と考えておりますので、まずは電話でかかりつけ医か帰国者・接触者相談センターに相談していただくよう引き続き周知をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） それでは、今、支援策を出されましたが、再質問したいと思います。

よろしく申し上げます。

まずあの、この質問をする際にですね、ただ今の町内における経済がどのようになっているのかお伺いしたいと思いますが、どのぐらい、4月・5月で売上、全体で減少しているのか。それから休業等を余儀なくされた事業所がどのぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

5月の8日から15日にかけて、町内の事業所に対しまして調査をさせていただきました結果に基づきまして回答させていただきたいと思いますが、収入への影響についてはですね、回答の約8割が影響があったといったようなことをご回答をいただいているところでございます。で、減収の状況につきましては、それぞれの職種におきまして比較的ばらつきがある状態でございますが、約半数の事業所におきまして収入が半減をしているといったような結果が報告をされております。また、休業の状況につきましてはでございますけれども、一部休業であったり、全部について休業したといったような回答をいただいたところにつきましては約6割弱、56パーセントにおきまして何らかの形で休業を行っているといったような回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 今ほどアンケートの結果ということで、正確な数字的なもの、具体的には出てこなかったようなんですが、やはりあの、多くの事業所さん、収入が減っているということ、アンケートの内容としてはわかるような気がしますが、このアンケートについて、じゃあひとつお伺いしたいと思いますが、226事業所にアンケートを行いまして、回答数が89、無回答が137、回答率39パーセント。これについてはどのようにお考えですか。この数字について。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今ほど議員からご発言のありました、先ほど申し上げました8日から15日までのアンケートにつきまして、町内事業所226事業所への調査でございます。ご発言のとおり、回答件数につきましては89件ということで回答率39パーセントと、4割弱の回答というような状況になっております。この評価につきましては、非常に、本来であれば全事業所にご回答をいただきまして、それに基づいて様々な政策を立案してい

きたいというところでもございましたけれども、事業所の皆様方の状況であったり、また、収入の影響が比較的少ない農林・漁業系の職種の方々については、ご回答がいただけなかったようなケースも中にはあるのかなといったようなところも含めまして、回答につきましては4割弱というような状態にはなっておりますが、やはり回答をいただいた事業者様につきましてはやはり、この新型コロナウイルスの影響が非常に大きいというふうに考えていらっしゃる方がまさに今回、ご回答いただいているというところでもございますので、この回答を基に、今回の6月会議でのご提案内容、またそれに伴う新型コロナウイルスの全般的な対策について検討させていただいたところでもございます。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 今あの、約4割の回答ですが、先ほどの話だと、まあ、半数の方が収入が半減していると。で、アンケートというのは非常にまあ、返ってくる率が少なく、皆様、御苦労されていると思いますが、先日、5月ですか、社会福協議会かな、保健福祉課か、保健福祉課のほうでアンケート調査されて、そのうえハガキによる回答してくださいというものが回ってきて、町民の方、それを見て、やはりアンケートしなくちゃならないという認識で出された方がいらっしゃると思います。やはりあの、こういったそのアンケート。やはり追求するというのも、それでアンケートのその回答を多くすることが今後の政策に関係してくることだと思いますので、よろしく、そういったところをお願いしたいと思います。

それであの、先ほど町長の答弁の中に、社会保険労務士の方を招いて個別に相談会をしたということでありましたが、どの程度の人数が相談に来られたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 雇用調整助成金等の緊急の個別相談会ということで、2回、開催をさせていただきました。第1回目につきましては5月29日、金曜日、10時から16時までということで、約50分ほどの、1件につきまして約50分ほどの相談時間をとっておりましたので、一日5件までということで対応をさせていただいております。5月29日につきましては雇用調整助成金の相談につきましては5件ございました。で、第2回目が6月の4日の日、同じく10時から16時までということで5件の枠がございましたが、こちらにつきましては3件の相談会が行われまして、残りの2枠につきましては商工会であったり、我々、観光商工課の職員が雇用調整助成金の内容の把握に努めるといったようなこと

ろで様々な意見交換をさせていただいたと、空き時間を使って意見交換をさせていただいたといったような状況でございます。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） その2回行われた際にですね、緊急雇用助成金だけのその、問い合わせというか、相談だけだったのか。それに対して、この説明の中で金融・借入等についてもご相談くださいということになっていたと思いますが、そっちのほうはどのぐらいの件数があつたんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 説明が中途半端で大変申し訳ありませんでした。今回の雇用調整助成金の関係につきましては、社会保険労務士のほうで対応していただきまして、雇用調整助成金の申請が非常に簡素化されて、簡略化されまして、非常にやりやすくなったというところで、やっていただいた方々には書類の作り方も含めてご指導をいただいたというところがございます。そして、ご質問の経営相談につきましては、これは只見町商工会の経営指導員の方をお願いをしまして、経営の相談ということで、資金繰りも含めまして経営相談をしていただいたというところがございます。こちらにつきましては1枠、一応30分というようなことで設定をさせていただいております。同じ日に被らない形で実施をさせていただいております。5月29日につきましては5件の経営相談を実施をしております。で、6月4日につきましては2件の経営相談を実施をしております。こちらにつきましては、只見町商工会が随時、経営相談には乗っているといたしますか、経営相談を実施をされておりますので、商工会に加盟をされていない方であったり、また、その雇用調整助成金の相談に来られた際に、併せて経営相談をされるといったようなケースが多かったようでございます。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 細かくて申し訳ありませんが、そういったアンケート等、それから今後についてなんですが、もう一度、あれからだいぶ、約1ヶ月近く経っているわけですが、終わって。現在やっぱり、その頃よりもまた経営が厳しくなっているという話もあります。その後、アンケートというのはされていないのか。今後される考えがあるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今後の取り組みということでございますが、先ほど町長から



もございましたけれども、国の二次補正が今まさに審議中でございます。国の二次補正、また県の補正予算等々におきまして、かなりまた雇用調整助成金の上限が緩和といたしますか、上限額が上がってきたり、また、様々な制度の見直し、改良が行われるように聞いております。こういったものの情報提供も含めまして、各事業所様には再度、情報提供をさせていただきたいと思っておりますし、また、その情報提供に併せて、内容はちょっと詰めさせていただきたいと思いますが、アンケート的な部分で情報の収集に努めてまいりたいというふう考えてはおります。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） まあ、今後、国の、県の動向を見てということですので、そちらでちょっと提案させていただきたいのが、国の政策として持続化補助金が、今いろいろ問題はありますが、されていますが、これはあの、売上が50パーセントを下回った、50パーセント以上の売上減があったところに対して、法人が200万、個人事業者が100万という上限でされるわけですが、二次補正のことで今お話があった、雇用助成金については8千何がしから1万5千何がしということを決まっていますが、これ、持続化補助金のような制度についてはまあ、議案も上がってないと。国・県が対応しないところに町としてしたいということですので、なかなかその、町内のアンケート等を見せてもらっても、50パーセントを超える売上減というところがやっぱり少ない。でも、40パーセント、30パーセント下がっている。非常に困っているというところもありますので、やはりそういった、ほかの町村の真似をしろということではないですが、パーセントに応じて、売上減のパーセントに応じた支援というのが町として、国・県にできないことのような気がしますが、町長はどうお考えですか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 国の二次補正、それから県の補正が見えてくる中で、ただ今申されたところも視野に入れながら検討は内部でさせていただいているところですので、改めて今回の予算以外、これ以降の中で議論をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 是非ともスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

それではですね、2番目の質問ですが、とにかくその、事業主としては、とにかく従業員

を解雇しないで現状を維持して、人数ですね、現状を維持してやっていきたいというふうに皆さんおっしゃっておりますが、従業員はやはり残業それから賞与等が減ってくれば年収が減るということに繋がるわけですが、先ほど町長答弁の中に、個人向け緊急小口資金等の特例ということがありますが、これはあの、上限が10万円。で、据え置きが2ヶ月。返済期間が1年。これが本当に、足しにならないことはないですが、当然これはもらえるものでなくて借りるものです。ですからやはり、こういった従業員減収で収入が減るということに対して、町として何をさせていただきたいかということになれば、やはり直接関係ある税金等、それから公共料金等の減免、引き下げということ町民はやはり望んでいると思いますが、その件についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほどの小沼議員のご質問でございます。税金の関係につきましては、今議会の中で固定資産税の減免並びに町税猶予ということで条例の提案をお願いしております。

税金につきましては以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 固定資産税は既にもう1期が納まっていると思います。やはりあの、毎月くる税金の中、今後、6月ですから水道料。それから毎月くるのであれば集排。そういった町の特定期間というか自主財源の部分に対しての減額。それから据え置き等のお考えというのはないでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 小沼議員のご質問であります。1点、訂正というか、追加をさせていただきたいと思っております。固定資産税につきましては、令和3年度の減免ということになりますので、その辺、条例提案の中でその辺は説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

もう1点の公共料金、上水道、下水道の料金の徴収のほうを担当しておりますのも私の課であります。これにつきましても、今のところ検討はしておりますが、公平性という面で、ちょっといろいろ難しい面がありますので、検討はさせていただいておりますが、提案できる状態ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） そうしますと、来年度の固定資産税についてということで、これはあの、個人それから事業所等も含めてということによろしいのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 大変あの、説明が不足しておりまして申し訳ありません。中小事業者という条件が付いております。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 中小事業者という、その線引きを少し説明願いますか。例えば従業員の人数ということだと、簡単に言えばそうだと思いますが。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 探すのに時間がかかるのであれば、別の質問を先にさせていただいて、その間に探して答弁願いたいと思います。

従業員については、今、そういったいろいろの策を考えられるということですが、今度はあの、雇い主ですね、事業所、経営者のほう。これも非常にその、会社によっては多額な借り入れが発生しております。借入ですから、当然、元金は返さなくちゃならない。利息、保証料等は町で見てくれるということで、それに対してはありがたいということですが、当然、返さなくちゃならない。やはりあの、町内には誘致企業というものがたぶんあると思いますが、そこら辺に対する支援策というのはお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） まず最初に、観光商工課長。

観光商工課長の、今の質問で答えてください。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 誘致企業に対する支援策についてのご質問でございます。先ほど町長答弁もさせていただいた中で、制度資金に対する国・県の支援対象外となる利子補給や保証料補助といったようなところが、かなり誘致企業の皆様方の資金繰りといったところで有効になってくるかなということで今回ご提案をさせていただいているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） いや、それは先ほど申しましたように、それ以外のことを考えがあるのかということをお伺いしたんで。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 今回の予算の中ではそこまで、それ以外のところは現在想定してお

ります。それで、ただあの、そういった企業のところは、利子補給やなんか、今年度1年ということで、保証料は全額になるんですが、1年ということで想定しております。ただ、コロナが長引ければ、またそれを新たに延長するかどうか。中小以下については3年間というのがひとつあるんですが、ひとつは1年で今回設定しているところもあります。それで、あの、定期的に企業のほうと議論を重ねながら、町としてどのようなことができるかということは考えてはいきたいと思っておりますが、まだ今のところ、具体的なものについては出ていないというところで今後の課題になると思います。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 町内の企業、多くありますが、誘致企業というところがまあ、6者か7者あると思いますが、そこに関しては非常にこのコロナの影響を受けているところが多いと感じられますので、今の町長答弁ですと、今回の予算には載ってないけども、今後、何らかの検討をしたいということですので、第二弾のコロナ対策ということで是非とも利子補給や保証料ということはあるがたいと思いますが、とにかくその、借りた金は返さなくちゃならないということが大前提なものですから、その間にやはり、固定費等、非常にかかる事業所が多いわけです。とにかく人数が多ければ多いほど大変になってきているわけですから、その辺をしっかりと考えて対応を練っていただきたいと思います。

じゃあ、それでお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） ちょっと時間をいただきまして大変申し訳ありませんでした。

先ほどのご質問のありました、中小事業者というような定義ということではありますが、まずあの、個人と法人ございまして、個人の場合につきましては、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人ということで、資本金の額、法人につきましては資本金の額が1億円以下の法人及び従業員の数が1,000人以下の法人というようなことになりますので、町内はほぼあの、中小事業者というような括りに含まれるのかなというふうには考えております。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 再度確認しますが、そうしますと、令和3年度の固定資産税については、町内ほぼ、全員といたしますか、全事業所を含め、個人含め、減免でしたっけ。据え置きでしたっけ。それをされるということで、そういう認識でよろしいですね。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 尚ですね、税条例の改正の中で詳しくご説明はさせていただこうとは思っておりますが、中小事業者の事業用の償却資産並びに事業用家屋に関する固定資産の減免でありまして、内容につきましては前年比30パーセントから50パーセントまでの収入の減があった場合は2分の1の軽減。50パーセント以上の減額があった場合は全額免除というようなお願いでありますので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 非常に申し訳ないですが、今の説明だと、事業者だけということで、個人はないということ。個人の減免はないということですか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 個人事業者はございます。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） いや、個人というか、事業者という括りでなくて、先ほど質問したのは、就業者、従業員の減収に伴うことによって非常に大変だということなんで、公共料金等を減免できないのかという話をしたものですから、だから事業所でなくて、個人も含めて、事業所も含めてということを行いました、個人はじゃあ、ならないということですね。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 固定資産税の減免につきましては、おっしゃるとおりでございます。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 町長にお伺いしますが、今の答弁というか、やりとりの中で、非常にその、収入が減っている。当然、収入が減っているということは税金の納める額も少なくなると思っています。そこで尚且つ、その事業所は大きな金額ですが、個人の従業員に対して公共料金、もう一回元に戻しますが、公共料金等の減免。それから据え置きとか、そういった対応をお考えがあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 町税等につきましては、国の法律とか、いろんな絡みがあります。本来、税は負担をしていただいて、軽減をする場合は補助を出すとかっていう、逆のルールとか、いろんな形が出てきますので、その点はちょっと勉強させていただく必要があるかなと

いうふうに思います。直接、税を減免するには、国のほうから指示がありまして、こういうふうにしますと。その代わりに、国でこれだけの補填はしますよというような裏があるんですが。必ず。それを町が直接やるというのは、税率を上げるとか、下げるとかっていう議論の中以外でどこまでできるかというのは、ちょっと内部検討させていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 私も非常に勉強不足で、突っ込みどころがなかったということですが、是非ともあの、そういった個人の方、ただ、新聞等には出てくるのは、やっぱり水道料金だったり、固定資産税、個人も含めてされている町村がありますので、その辺を含めて検討をお願いしたいと思います。

それから3番目の、感染が落ち着いて自粛解除になりましたが、感染予防対策。これからはやっぱり、それも非常に重要なことだと思います。先ほどまで小学生おりましたが、学校等の感染予防対策ということについて、どのような対応をされるのか。最近、暑くなりまして、エアコン等ではなかなか、換気機能がないということで大変だといったことも聞こえますので、そういったこと、学校等はどういうふうにその感染予防をされるのか。ちょっとお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 町内の町立の小中学校、学校再開しておりますけども、そういった中におきましては、通常とは異なる学校生活を送っております。まずは登校前、検温をすると。体調が悪い場合は無理をして登校しないようにしてもらおうと。それからあと、手指、手と指の消毒。これを徹底するということが何箇所にもこういったものを設置をして、感染防止に努めているということがまずございます。そのうえで、授業につきましては、なるべく机と机の間隔を離して密にならない状況をつくるとともに、定期的に換気を行いまして空気の交換を行っている、そういったことがございます。また、飛沫が飛びやすい合唱等、そういったものについては小さな声で歌うというようなことになってまして、なるべく離れて、人と離れた状態で大きな声を出さないといったような指導がなされておるようです。また、給食についてもランチルームで一斉に揃って給食を食べるのではなくて、一部の学年がランチルーム、一部の学年は自分の教室で分散をしまして、そのうえで向い合せにならない

ように、みんな一方向を向いて、なるべく喋らないで食べると、そういったような指導も徹底してございます。概ね、そういったような感染防止対策を行っております。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 今回、6月補正の中に、機械器具、備品等の購入等ありましたんで、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。こういったものを、学校にどういうふうにセットされるのか。感染予防のために、おそらく何か購入されると思うんですが、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 一般会計補正予算のほうに提案をさせていただいておりますけども、小中学校の各クラスルーム、教室のほうに、空間清浄機といったようなものを設置をしたいと考えております。それにつきましては、いろいろなメーカーから出ておりますけども、次亜塩素酸を使用したもので、メーカーさんのうたい文句には、ウイルス菌の除去に効果がありますといったようなものが多く出ております。ただ、新型コロナに対しての科学的根拠はまだ示されておられません。ただ、インフルエンザ等、そういったようなものもございしますので、学校の教室の換気もしますが、さらに、感染予防を徹底するために、そういったものを導入したいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 今、空間ということではありますが、そうしますと、次亜塩素酸の機械を入れるということによろしいんですね。そうしますと、やはりあの、今問題になっているのが、それが例えば学校、子供達の入る場所でそれを噴霧するわけですから、やはり間違っ  
て子供達がそれに触れてしまったり、そういったこと、安全対策というのも是非ともしっかりやって対応していただきたいと思います。

それでは、朝日診療所の対応をお伺いしますが、町長答弁によりますと、これあの、全協等でも何度もまあ、質問されているようですが、率直に言いますと、その発熱した人が診療所に電話をした場合は、帰国者・接触者相談センターのほうに回るということでしょうか、本当にそれで大丈夫でしょうか。それだけで。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） そうですね。ただ今のご質問ですけども、患者さんが具合が悪いということで診療所に電話をされて、それで診療所でも問診、ある程度、お聞き取

りをさせていただいて、そのうえで疑いのある方については帰国者・接触者相談センターをご紹介しますということでもあります。本当に大丈夫かという、なかなか、この新型コロナウイルス、まだ未知の部分がありまして、症状の出ない患者さんもいらっしゃいますが、そういった方をですね、未然に検査をして、陽性・陰性を判断して、しかるべき医療機関のほうに行ってもらおうということでございますので、現在、考えられる措置といたしまして国・県含めましてとっている対応の仕方を診療所でも準じてやらせていただいているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 質問の仕方が粗相で申し訳ありませんでした。私が言いたいのは、そのセンターのほうに回すというだけでなく、例えば町内の方で、そういった対応の時に、それだけで大丈夫なのかということは、当然、車を持っておられない方もいらっしゃいます。そういった方が、どうすればいいのか。それはまったくあの、この町のコロナウイルスの感染症に関するお願いというところには書いてありません。やはりあの、当然、車を持たない高齢者の方、発症する可能性もあります。なければ一番良いですが、そういった場合に、どういうふうの対応をすればいいのか。逆にその、そういった方が一番困るんじゃないかと思うんですが、この間、全協の際に酒井議員がおっしゃった、車を持たない人が診療所に行つて、じゃあ車の中で待っていてくださいと。車を持たない人がどうやって車の中で待っているのか。昭和村は診療所の脇にスーパーハウスがあって、そこで待機をするというふうになってますが、そういった対応というのをどういうふうにお考えでいるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） まず、自分がまあ、高熱や比較的軽い風邪の症状があつて、それで診療所に電話をしまして、診療所といたしましては、そういった症状がある。接触者相談センターに連絡してください。そこで帰国者・接触者相談センターでは疑わしい場合は、それでは検査をしますから受診してくださいということになります。そして疑わしい。それは県のその指定するところでの検査になります。そうでない場合は、朝日診療所で、大丈夫そうなので朝日診療所で受診してくださいということになります。ただ、そうした場合でも朝日診療所では、以前申しましたけど、車の中で待っていてください。そして、発熱者の入り口から入って、ほかの患者さんと接触しないように、これは要するに、ほかの患者さ



んとの感染を防ぐという意味もございます。それではその、その方が車を持っていない方はどうやってそこまで来るか。今想定しているのは、怪しい段階で、県のほうからその指定医療機関でPCR検査等の検査を受けてくださいという人ではない患者さんになりますけども、朝日診療所にいらっしゃる方は。その方は判別されてない方ですので、ゆきんこタクシーやその他の方法によってご自分でいらしていただくということになります。またあの、今のところ、診療所といたしましてはそういうことでございます。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 今、とんでもない話が出ましたが、ゆきんこタクシーで向かうという、本当にそれでいいんでしょうか。それからあの、例えば夜間、お年寄りが、どうも具合が悪いといった場合に、車がない。ゆきんこタクシーもない。そういった場合は、じゃあ何をするかといえば、当然、救急車を呼ぶ。呼べる人はですよ。呼ぶようになると思いますが、そういったことをお聞きしているのだからこれだけ高齢化が進んでいて、車を持たない高齢者がいるわけですから、そういった方が、どうしてこれを、この対応をしていただけるのかということ。診療所に来て、診てくださいということ。それからセンターに連絡してくださいという、じゃあ連絡してやるには、その個人の方がするわけですが、そこから先はどうすればいいのか。県で迎えに来てくれるのか。救急車を手配してくれるのか。そういったことがやはり、町民が一番、関心のあるというか、わかっていないと困ることだと思いますが、いかがですか。そういったことに対して。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） コロナ対策の関係で、県が今進めようとしておりますのは、まずあの、福島県で、県下、4台の患者輸送車のうち、1台、保健所のほうに配置されます。それと、今あの、進められ、今月末にはまとまると思うんですが、広域圏の消防車を借り上げると。これはあの、そして、それに対する費用は県が持つということで、広域圏と保健所と協定を結びまして、そういった要請が出る場合、そこへお願いすると。そこは県下、全部のところの対象の移動の仕方を想定してますので、それもあの、只見町の広域のほうでも、たぶん広域の中で予備車を含めて2台、それを想定した形で、広域は全て、服装も、普通の病院で輸送する場合と、患者を輸送する場合と、同じスタイルで現在対応させてもらってますので、そういった中で車だけは、救急車2台だけは、そのことを想定しながら、今、対応を組んでおります。それも全て保健所が指示をするということがありますので、そういった中で先ほ

ども出ましたように、あくまでも電話を県のほうにしてくださいというのはそこにあるわけなので、広域のやつは今月中にはまとまると思いますので、そういったことが決まり次第、また改めて、そういったところは情報提供していきたいというふうに思います。それなものですから、あくまでも県の体制に従って町は対応していくというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 今ほど、町長おっしゃったことは、たぶん、1週間ぐらい前の新聞にも出ていたことだと思います。ですから、やはり、皆さんがわかりやすいその、そういった症状の時の対応。非常にやはり、これだけを見ても、本当にここにだけ電話するだけで安心されるのかということがありますので、是非ともそういった詳しいその、説明等、わかりやすい説明等に努めていただきたいと思います。

それではですね、最後となりますが、今ほどコロナウイルスのその支援等の話の時に何度も出ましたが、国・県の予算等が決まり次第、町独自でやられるということですが、非常にあの、事業所の方、困っている方がたくさんいらっしゃいます。どのぐらいの、ことを待っていれば、町として救済策が出されるのか。町長にお伺いしたいと思いますが。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 今、国の減収率というのは50パーセント近い数字になっていると思います。それで県は大体30前後になっております。そういったところ以外のところで減収が出ているところで、困ってらっしゃる方がどの程度あるかというのは把握しながら、そのところを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） ですから、先ほども申しあげましたように、やっぱり2回のアンケートだけでなく、やはり引き続き、アンケートをして、今言ったようなことを汲み取っていただきたいと思いますが。今の話ですと、国・県という話は出ましたが、町独自でそういった支援策。国が50パーセントでないと出せない。40パーセントの人は出せない。それに対してということも町独自かもしれませんが、町独自で企業、事業者等に支援するような政策というのをお考えなのか。あとは先ほども申しあげましたように、誘致企業等の支援策。ここに企業立地促進条例というのがありますが、たぶんこれも今も合っていると思いますが、これはあの、企業立地を誘致する時に作ったものだと思いますが、やはり、作った時は良い

けど、今大変な時期ですので、この中にあるように、雇用者の確保と、協力ということが第3条に明記されてます。で、次に挙げる奨励措置を講じることができる。その他町長が必要と認める事項という部分がありますので、是非とも、そういった企業に対する利子補給やその他のこと以外に、町独自でやらないと、会社がなくなれば当然、従業員、それからそういったところに勤めている方は若い人が多いです。その人達が只見町から出て行ってしまうことになれば、困るのは町ですので、是非ともそういったことを考えて、なるべくスピード感を持って対応をお願いしたいと思うんですが、もう一度、町長にお伺いします。お考え、それから時期をいつ頃に、そういったものを出されるのか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほど担当課長のほうからも説明ありましたが、国の二次、それから県の補正の内容については、それがわかり次第、事業所のほうに報告と併せ、事業所のアンケートもとっていくという回答がありました。その中で、ある程度の事業所、今まで1回、2回目の中でも事業所の意見は大体網羅されております。それと、あとは3回目をやる中で、どういうところに視点を向けていけばいいかというものを捉えながら、早急にそこは判断をして、それと、問題は18日以降、19日以降ですか、関東が解放されるかどうか。それによって観光産業も大きな商業、物流のほうも変わってきますので、その辺と併せながら、動向を踏まえて、できるだけ早く結論は出して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 大変な時期で、やることも大変だと思いますが、是非ともあの、会社が潰れてしまわないうち、企業がいなくなってしまううちに、対応をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、5番、小沼信孝君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後は1時ちょうどより再開いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（大塚純一郎君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

6番、矢沢明伸君の一般質問を許可します。

6番、矢沢明伸君。

〔6番 矢沢明伸君 登壇〕

○6番（矢沢明伸君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、2025年問題と保健、福祉・介護、医療の連携についてであります。2025年問題とは、戦後すぐの団塊の世代の方々が後期高齢者、いわゆる75歳の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される問題です。只見町でも少子高齢化の中で、高齢化率が令和2年4月1日現在で46.9パーセントという高い数字になっております。そういう中で支えていく若い世代が減少しています。そのような中で今後、医療を必要とする高齢者の増加が考えられる中で、保健、福祉・介護、医療のますますの連携が望まれると考えますが、今後、町として第7次振興計画にも示されていますが、どのような体制づくりを考えておられるか問います。さらにその中で、朝日診療所は4月から応援医師の方などの支援を受けながら診療を継続しておりますが、喫緊の課題である中核となる医療体制づくりについて、町長の考えを示されたい。

次に、2点目ではありますが、防災対策と水害等の事後の検証、対策についての質問であります。昨年10月の台風19号は只見町に路面の崩壊や冠水などの被害をもたらしました。そして、その際、全町に避難勧告さらに4地域には避難指示が出され、全町で267名の方が避難されました。全国的にも昨年の秋には度重なる台風の襲来で広い地域で河川の氾濫等があり、多くの方が被災されました。昨年8月には只見町の防災元年として全町にわたる防災訓練が実施されました。それには多くの町民の方が参加され、その後の10月の台風の襲来時には各集落、地域において消防団員、各区の役員の方などが高齢者の安否確認や声掛け等、迅速に行動されたと聞いております。（聴き取り不能）先に行われた防災訓練の現れであると思っております。近年、局地的な災害が多発している状況の中で、町として防災のための町民の意識の向上、啓発をどのように考えておられるのか示されたい。さらに、今回の台風19号の襲来時には町内の住宅地、それから田畑の冠水もあり、以前にも冠水などの状況となったところもあると思われませんが、被害を被った地域の対策、事後の検証についてはど

のようになされたのかお伺いします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 6番、矢沢明伸議員のご質問にお答えをいたします。

まず、保健、福祉・介護、医療の連携についてであります。ご質問のとおり第七次振興計画において、保健、福祉・介護、医療の連携により、高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指しております。そのためには地域包括ケアシステムの構築が不可欠であり、福祉の里を中心として、医療や介護、生活支援や介護予防をそれぞれの部門で提供し、連携を図ってきたところであります。特に医療と介護の連携については、朝日診療所と介護施設、在宅介護支援センター、地域包括支援センターが連携し、ケア会議等を通じて個別の状況に応じた支援、サービスの提供を行っております。今後もこの連携体制を継続していく考えに変わりはありませんが、医師や看護師、介護スタッフなど専門職スタッフの確保に課題があり、特に朝日診療所については入院制限などの影響が出ております。朝日診療所の医療体制については、まず早急に従前の体制にもどすことを最重要課題として、医師、看護師の確保に取り組んでまいります。

次に、防災対策と水害等の事後の検証、対策についてであります。項目ごとにお答えをいたします。まず、町として防災のために町民意識の向上、啓発をどのように考えているかのご質問であります。近年、日本各地で豪雨による甚大な被害が発生し、多くの尊い命が奪われております。当町でも平成23年、平成29年、昨年と集中豪雨や台風により大きな被害が発生しており、防災意識の向上は喫緊の課題だと認識をしております。国では昨年、避難勧告等に関するガイドラインの改正が行なわれ、水害・土砂災害などから命を守るため、早期避難を呼びかける避難情報を5段階の警戒レベルとして伝達する方針が示され、町としては、その改正内容に基づき、警戒レベルに沿った防災訓練を実施し住民への周知を図る取り組みを行いました。また、防災意識の向上を図るため、小中学校においては町教育委員会として防災教育を義務付け、防災意識の定着に努めております。今後とも防災行政無線やおしらせばん等を利用しての周知活動や避難訓練なども効果的な方法と考えますので検討してまいりたいと考えております。

次に台風19号による災害対策についてであります。台風19号による災害は伊南川の増

水により伊南川及び只見川沿線の一部地域が冠水するなど被災しましたが、農地等につきましては今年の作付けに支障のないように災害復旧工事を実施しております。また、被災地域の一部には以前にも被害が発生した地域もあり、対策として河川改修事業の早期実施を国・県等に要望するなどの対応をしております。只見川では伊南川との合流地点から叶津川合流地点にかけて河川改修事業の計画中であり、柴倉橋上流の中島掘削工事が今年度から着工されるなど災害対策が進んでおります。今後も引き続き河川改修事業の早期実施と完了を国・県等に要望してまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） それでは再質問させていただきます。

今回、保健、福祉・介護、医療の連携ということで前段に2025年問題ということで提起させていただきました。何故、2025年問題ということで提起させていただいたというのは、いわゆる人口減少対策であります。その中で、只見町は高齢者人口が4月1日現在で46.9パーセントという高い数字を示しております。その中で、これから人口減少どのように進むのか。そして、そうなった場合、どうするのか。全て生活に係ることです。その中で行政として、どういう対応をしていくかということが一番の課題かと思えます。先日、人口ビジョンのほうで資料いただきましたが、人口ビジョンの推計も平成27年の推計から今回の推計ではだいぶ人口減少というか、高齢化人口と生産年齢人口の逆転が令和2年にもう生じてしまうというような形で急激に進んでいる状況があります。そのような人口減少ということは、町内の各世帯の人員も減少しているということで、これは只見町ばかりではありませんが、この人口減少、世帯人員の減、いわゆる社会化しております。そういう社会全体の問題として、町長はどのようなふうにとらえられているか、考えをお聞きします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） まず、只見町における現在の最大の課題と申しますか、人口減少対策につきましては非常に大きな問題と捉えております。そういった中で、子育てしやすい環境づくりやU・Iターンの政策等を十分に踏まえながら、まず20代から40代といったところの子育てをされる方々の世帯を増やしていきたいというのが一つの中心的な課題として取り組んでいく必要があるというふうに思います。それにつきましては、そういった子育てしやすい環境等に合わせまして、あくまでも働き場の問題もありますので、経済の面でも総体

的に対応していきたいと思いますが、残念ながら今、新型コロナの関係で非常に厳しい環境にあることは間違いありませんので、そういった課題を当面、解決をして、次のステップに進むよう、職員と一緒に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） ありがとうございます。

人口減少の中で、町長の考えの中で、子育て世代、人口増を目指すということで働き場の確保ということがありますが、いただいている人口ビジョンの中では教育・医療に重点的に取り組むという項目もあります。今回質問させていただいた、保健、福祉・介護、医療の連携ということもそれに繋がるわけでありまして。人口減少となると、いわゆる支える世代が減少する。労働力不足になるということでありまして。今までのいろんな事業。それからいろんな行政面でのサービス。それについても人口減少によって担い手が不足するという事は、この維持が大変な課題であるというふうに感じております。そういう部分で今回質問させていただいた答弁の中で、福祉関係についてはスタッフの確保に課題があるというふうに言われておりますが、町長として、この介護・福祉関係のスタッフ確保についてどのような考えをお持ちなのか伺います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） スタッフにつきましては、町の直接的な経営する施設。それから南会津会。それから個人経営といいますか、株式会社のほうで経営される福祉施設等、それぞれの施設の中で非常にあの、町がおしらせばん等の中で募集している中に介護職員の欄が非常に多いということ。これにつきましては非常に大きな課題になっております。特に南会津会のほうについては、矢沢議員もご存じだと思いますが、なかなかあの、山を越えて東部から西部に働きに来ていただける方が少ないという、西部から東部には行きますが、東部から西部には非常に、来ていただけないというのが一つの環境の中で、福祉施設、非常にあの、体制の確保に苦労されているということはお存じだと思いますが、そういった中で、どのような形で町の施設も含めながら、全体の福祉施設について、どういうふうな体制を組んでいったらいいのかというのを今、喫緊の課題になっておりまして、南会津会は南会津会の中で検討されているようですが、町といたしましても、そういった中で医療のほう、これが只見町は非常に大きな課題になっております。それで、医師、看護師不足については、今、第一の

考え方に持ちながら対応していくと。ただ、そういった中で、現在もどういふふうな形でその医療・福祉体制の関係を守っていくには、どういふふうなスタッフの確保をしていくかということ、U・Iターンの補助、それから看護師等、保健師・看護師等についてはまた新たな支援をしながら、対策を含めて、その募集に取り組んでいるところであります。そういったことを継続しながら、さらに関係の保健福祉課、診療所等と連携を取りながら、その対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 答弁いただいた、現在の体制をどう保っていくかということが一番の喫緊の課題であると思います。そういう中で、町直轄の施設ばかりじゃなく、(聴き取り不能)法人、それから民間のほうの施設で頑張っている方も含めて、町全体として、介護・福祉サービスの維持、継続を図るためにも、町として全体的に捉えながら対策を講じていただければと思います。そんな中で、今まで町診療所の看護師だとか、あと保健師等について奨学金の貸与条例等が定められておりますが、先ほど町長もおしらせばんのほうに求人募集載っていたという話をされましたが、いろんな施設でもやはり、医療・介護・福祉の面では専門職が大変多くおられます。その辺も含めて、町直轄ばかりじゃなくて、関連する施設の専門職の育成に関わる確保対策。奨学金が良いかどうかは、ちょっとあれなんですけど、そのような育成策を是非検討いただきたいと思いますが、そのようなお考えについてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 誰が答弁されますか。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） いわゆるあの、専門職とかのスタッフ不足等々につきまして、全体的に地域の中での労働力不足というものが今懸念されておるところでありますけれども、本年4月より、いわゆるあの、U・Iターンの方含めて、町内に定住されている方に関して、奨学金をお借りされている方で、その返還に係る部分に関して、その2分の1上限、年間の上限18万円の助成などの制度もつくって、そういった専門職含めた人材の確保の支援事業を実施をしておるところでございます。併せてですね、今回あの、6月の予算にもご提案申し上げさせていただいているところでございますけども、U・Iターンをして、される若年層、35歳未満、また、子育てを、中学校以下のお子さんをお持ちの方々が町内にU・Iターンされた場合に、引っ越し費用、住居費等々の支援策を設けまして、そういった、今お質



しの介護スタッフであったり、様々な人材不足の事業所に対して、勤めていただけるような形でU・Iターンの施策を充実をさせたいということで今進めたいということで今、今回提案させていただいているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） ありがとうございます。

U・Iターンの助成事業含めまして、こちらから、そうですね、いろんな専門職は学校にいなきゃならないし、ですからUターンなりIターンなりを積極的に進めていただく。そういう方策が必要かと思います。そしてやはり、今、現状におられる町内の方も、各部署、横断的に人口減少対策、そして支援対策について、保健福祉部門ばかりじゃなくて、今、地域創生課長のほうからも答弁いただきましたが、横断的にこの対応について努めていただくようお願いしたいと思います。

それから次なんです、人材確保もあるんですが、現在、人口減少によって町民の生活、いわゆる高齢者の生活、本当に大変な状況がきております。あと5年後・10年後、一般質問もされてる方もありますが、買い物関係、交通関係、いろんなことに課題があります。で、そういう部分について、まず一番身近な分としては、やはり福祉関係の体制整備が必要かなと思いますが、行政だけではなかなか、この施策実行できませんので、町内の社会福祉協議会なり、いろんな、南会津会、先ほど出ましたが、いろいろな団体。それから地域のいわゆる社会資源となるいろんな方々の力を連携してやっていくということが必要かと思えます。社会福祉協議会のほうでも、現在、地域支援体制、整備計画ということで、生活支援の関係を町から委託されながら、住民の方を巻き込んで、今いろいろ検討されておりますが、そういうふうな住民、いろんな団体を巻き込んで、いろんな機関と連携を取りながら、今後進めていかないと、行政だけではなかなか、全ての人口減少対策には対応できないと思いますので、それについて町長のお考えをお聞きします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） これからの高齢者福祉対策につきましては、矢沢議員のおっしゃるとおりでございます。行政だけでは限界がありますので、当然あの、社会教育団体とか、いろんな行政関係の団体の方もいらっしゃいます。そして、行政区の方にもご協力をいただきながら、いろんな形で今後も連携を取りながらやっていく必要があるというふうに思いますので、その点をご理解をいただいて、町としてもその方向でしっかりと取り組んでまいりたい

と思いますので、よろしくご支援をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 是非、そのような方向で、本当、人口減少、高齢化対策というのは喫緊の課題でもありますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

次にあの、診療所の体制についてなんですが、答弁書のほうでは早急に従前の体制に戻すことを最重要課題ということで答弁いただいております。本当にあの、医師、看護師の確保が本当に喫緊の課題であると思います。で、この医療体制の構築には本当に以前から、長年の歴史の中で大変なご苦勞をされてきた経過があります。平成15年には医師不在という形になって、その後、県の協力もあり、平成17年は今の診療所が改築され、人員体制も確保されながらきました。それで今、令和2年、平成32年になりますか、ということだと、まだ年数的にそんなに経っておりません。やはり、住民が一番求めているのは、医療体制が安定した形で提供できるということが一番の部分だと思います。今までの医師確保の歴史からみましても、北里大学に昭和の後半ですか、本当、21年ほどの協力いただきまして、そして、その後、先ほど話しましたが、県の協力もあり、医師体制を図ってこられたんですが、その間、県のほうの支援もありまして、4人体制ということになったんですが、県の医療計画にもへき地医療の、この支援について記載されているものがあります。今回、医師の減ということも県のほうの事情もあるかもしれませんが、これに至るまでの間、町長は県のほうとどういうふうな協議をされたのか伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 只見町の医療を安定するというので、まずあの、県のほうからの派遣と、医大の派遣ということをお願いをして、一時、4名の医師を確保できておりましたが、医大のほうにつきましては2名から3名派遣をしていただいたということございます。ただあの、県のほうにつきまして、今年度、一昨年と、一昨年の場合、南会津病院、特にその影響を受けたわけですが、常勤医の引上げといたしますか、で、只見町につきましても昨年、それから今年も常勤医については県のほうはゼロにしまったという、ただ、そういった中で応援医師ということだったんですが、これまでにしまして、町と、それから議会と一緒に保健福祉部長とか、関係のところをお願いをしまいたんですが、なかなか最終的に県のほうでは医師がなかなか厳しいということが見えてまいりました。それで、今、南会津郡としても、その町村会として県のほうをお願いをすることにしておりますが、県のへき地医療の

考え方が、県全体がへき地という考え方であって、本来の只見のような、南会津のようなところをへき地という言い方じゃないというところにちょっと課題があると。福島市も、郡山市も、いわきもへき地だという考え方にあるものですから、先生方はどうしても中心部の医療機関のほうにいくという流れがひとつあるのではないかという、町村会としては判断をしております、そういったところも、このコロナの影響が今度なくなってきた中で、県議会が終了しましたらば、陳情に、要望に行くという段取りで、そういったところの解決を進めようとしていると。そういったことで、いろんな形でその県の要綱等の矛盾をつきながら、できるだけ平等に、この南会津のほうにも医療としてしっかりと支援を、へき地としてですか、その医療体制を支援していただくよう県にも要望をしていきたいと。県は県なりの事情はあると思いますが、そこはあえて、この福島県として南会津もありますので、しっかりと地域を支えていただくよう要望していきたいというふうに考えております。それと、医師対策につきまして、県との協議の中で、町独自でも募集もお願いしたいという意向も示されておりますので、この度は町独自としても医師の募集を広告させていただいたり、そういったことで医師対策を早急に解決すべく取り組んでいるところであります。それと、看護師につきましても新たに募集を重ねながら確保に努めているというのが現在のところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 答弁書にありますように、従前の体制に、早くこう、体制ができるように、県等含めて、郡内町村も含めて、支援体制について県のほうにお願いをいただきたいと思っております。

4月、3月だったですか、新聞のほうにも、医師確保の方策急げということで大きく記事として取り上げられておりました。その中で朝日診療所、以前にも医師不在という最悪の事態ということが書いてありまして、へき地での医師不足を繰り返すことがないように、安定的な医師確保の方策を早急に確立すべきだということで、この中にも県も含めて、常勤医の負担を軽減する施策に対する必要があるというふうに記載されております。そういうことですので、町単独でなかなか医師を確保するというのは困難な状況もあると思っておりますので、県、それから近隣の町村、郡含めて、早急な体制づくりについてお願いできるような形を是非進めていただければと思っております。診療所の受診については、現在、救急については休日・夜間等受入れができないというような状況かと思っております。そういう中でやはり住民としては救急が受入れができないというのが一番不安かと思っておりますので、早急に救急体制が従前に戻れるよ

うな体制がまず必要かと思っておりますので、これについては診療所の受診者は主に高齢者多いんですが、高齢者ばかりの問題ではありません。町民の方からも診療所なんとかしてほしいという声が本当に多く挙がっております。それから先日、山村留学生もちょっと怪我したということで病院に行っておりましたが、一緒に学習センターの方がおられました、時々、やっぱり学生も怪我したり、具合悪くなったりということで本当にここに診療所があるから助かるという話されておりました。これが救急ということで受付できないとなると、本当、一番は南会津病院。特に夜間での医療体制となると、郡内では南会津病院しかなくなります。ですから、今まで救急体制を取られておりました診療所が唯一の、一番の医療機関という感じになりますので、是非そういう体制を考慮しながら、早急な体制づくりを進めていただければと思います。

次に、防災対策と水害等の事後の検証、対策についてであります。昨年は台風19号、それから近隣でも大変な災害が続いております。昨年、只見でも避難勧告、避難指示出されておりますが、町では町長になります、避難勧告、避難指示を出せる場合の、その情報の収集。どのようなもので判断されるのかお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） まず駅前庁舎の2階の防災対策室のほうに集まりまして、そこには職員。それから消防。それから警察。それから広域消防という方達が集まりまして、それぞれ情報収集をいたします。そういった中で、その状況を判断しながら、各部署、各地区の集落ですか、そういったところで河川氾濫とか、あと雨量の推計等、総体的に判断をして、それと過去に避難をした事例のある地区。そういったところ、まだまだあの、不安として残るような、河川に近いところの集落のようなところがございます。そういったところを絞りまして、昨年については個々にそういった避難勧告をいたしました。過去には、町内一斉にやった時期もございます。ただ、これにつきましては非常に難しいという、判断は難しいということで、昨年の台風19号につきましては伊南川が中心だったものですから、上流から大体の雨量と伊南川を流れる量がわかりましたので、どの辺で危ないということが想定されたということで、それを事前に消防団、それから交番、それから職員、それから広域と連携しながらその判断ができたということが昨年はございました。それで、そこがうまく情報収集とれましたので、ある程度、的確な判断はできたのではないかなという、そういった災害の内容によっても非常にその判断が難しいところありますが、これからもそういったところは学

習しながら、住民の安全安心を守るような形で、その対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 災害時には本当に情報の収集が一番大事になるかと思います。答弁書のほうでもいただきましたが、まず住民が避難する際の行動、いつ起こすかということになりますが、実は先般の新聞の中で、県のほうで、今年の台風19号の関連で、アンケートをとられておりました。その中では、避難された方は、避難指示だとか、いわゆる行政からのそういうふうな情報伝達でされたというのは本当少ないそうです。現実的には、近隣の、これ、自分で危険だという方が、やはり大半を占めていたそうです。そういうことを言いますと、やはり日頃の防災意識、それから地域のコミュニティーっていうんですか、その辺のあり方が大変問われる分じゃないかなと思います。県のほうでも、危機感、切迫感に（聴き取り不能）災害情報を伝達しなければならないというふうに内堀知事がコメントされております。それで、やはり情報の伝達が広報無線によりますが、そのほかに情報の収集。これ、町も個人的にもそうなんです、河川の情報だとか、それから天気情報も含めてなんです、そういう情報をホームページのほうに、すぐ災害情報とか、そういうものが見られるような形、たぶん、お金がかからないと思うんですが、そういう設定をいただければなと思います。ホームページの下のほうに、リンク集というところがあるんですが、そこから入ると、河川情報とか見ることで見るんですが、それを見るには、どこにあるんだとか、探しながら見ないと（聴き取り不能）ので、もう只見のホームページ見ると災害情報というか河川情報がここから見れるんだという形を、すぐわかるような対応。それからもう一つ、要望というんですか、現在、只見町にはライブカメラが塩沢と、あと保健センターと、それから布沢と三つあるようなんですが、今年の台風19号の災害の時に、一応、私見たのは南郷村の宮床のライブカメラ。それから県の設置した大倉のライブカメラ。それから叶津のところのライブカメラ。ですから、先のリンクとも関連するんですが、そちらのほうのリンクもあれなんです、町として防災に関わるライブカメラを、もう一度、だいぶ設置されてから年数も経過しておりますので、防災としてのライブカメラを検討いただければなと思いますが、その辺のお考えを町長、お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 矢沢議員のご質問にお答えさせていただきます。

今ほどの災害時の河川情報というものをホームページで見れるように整備をしてくれというようなお話と、あとライブカメラ、もう一度設置をしろというような2点だったと思います。

1点目の河川情報につきましては、今年の台風19号につきましては、河川情報は国交省のホームページで町内の河川、何箇所か、何箇所、ちょっとはつきりわからないんですが、9箇所ほど、たぶん出ていたと思いますが、あまりにも広範囲であったために、リンクとか貼っちゃうと、もうその大元がパンクして、実際あの、まわらないような状況に昨年になっておりました。台風19号の被害は東日本一帯だったので、私どももこう、河川情報見ようとしても見れないというような状況が昨年はありましたので、その辺については県のほう、国交省の中に対策会議の中で話はさせていただいて、改善のお願いはしておりますが、そういう状況もあるということの一つはご理解いただきたいと思います。そうしたうえで、それが可能であるかどうか。ホームページのほうにリンクを貼れるかどうかの確認はさせていただきたいと考えております。

もう1点、ライブカメラにつきましても、現在、ライブカメラ、設置はされておりますが、いろいろあの、外部に出すと、ちょっといろいろな問題が発生しております、その辺も含めてちょっとあの、検討をさせていただいて対応していきたいと考えております。

○議長（大塚純一郎君） 矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） リンクの関係とか、いろいろ技術的な制約もあるかと思いますが、是非、災害対策、防災対策としての情報伝達の面で是非検討をお願いしたいと思います。

それから、先ほど避難勧告、避難指示という形で、いわゆる住民避難という形があるんですが、実は今回も新型コロナウイルスの関係で、この住民避難についても避難所の運営について、やはり新たな検討が必要になってくるというふうなことが言われているようです。昨今あの、福島市では既に想定訓練なども行いながら、衝立が必要かどうかは別なんです、県でもそういう対応について設備の補助なんかを予定しているというふうな報道もありました。で、中にはあの、避難所への即避難じゃなくて、分散避難とか、新たな対応というか、そういう形も模索されているようです。今回、新型コロナウイルス対策に関わってそういう考えもできたと思うんですが、町の避難対応、対策についても、当然、検討をしていかなきゃならないと思いますので、その辺のお考えをお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほど矢沢議員からお質しのありましたコロナウイルスの関係で住民避難、新たな検討が必要ではないかというご質問であります、これにつきましても県のほうから連絡はきておりまして、今後、実際、災害があった時点で迅速に対応できるように対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 本当、新型コロナウイルス、早く収束して従前の形態というんですか、また新たな生活形態にしなければならないというような流れもあるようですが、本当にいろいろな部分で検討をしていかなきゃならない時代になってきたなというふうに思っております。

それから最後であります、いわゆる昨年の19号による被災時の冠水とか、家にも冠水、それから水害等の被害のあったところについて、現在、町のほうでハザードマップ作られておりますが、従前のハザードマップに23年の水害時にそれらの情報を入れられて改善をされております。今回、何故こういう質問をしたかという、もう今月6月から梅雨の時期になります。今年はまた梅雨前線が活発に、ということで新たな大きな災害が危惧されるというような状況も言われております。そういう中で、ハザードマップ、従前のハザードマップばかりじゃなくて、いろんな災害を経過後には、その辺を盛り込んだ対応を是非お願いしたいなと思います。それから冠水地域についても国のほうでは、今までその場所だけの対応だったんですが、流域全体で水害を軽減していきましょうということで、国交省のほうでも抜本的な転化を求める形で検討をされているようです。只見川、伊南川、本当に流域面積が広い状況です。水害等も本当に発生がしやすい状況でありますので、住民の不安の解消のためにはハザードマップばかりじゃなくて、行政としての対応、先ほど質問の中で申し上げておりますが、（聴き取り不能）から、その対策について住民のほうへの情報提供、本当に必要かなと思いますので、その辺についてお考えをお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 矢沢議員のご質問であります、ハザードマップ、梅雨時期に入りまして大変重要だなと思っております。このハザードマップにつきましては平成26年に作成して、全戸配布、各戸配布にしておるものでありまして、それにつきましては現在あの、昨年、一昨年、土砂災害の住民説明等も行われております。県のほうで。そういう情報も含めて、ハザードマップの見直しをしていきたいというふうには考えておりますの

で、現在、資料等集めて、なかなか今年度中というのはちょっと難しいかもしれませんが、見直しを図っていきたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（大塚純一郎君） 矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 是非、そのようにお願いします。それで河川道水害対策については、現在も只見川の柴倉、それから八木沢の五礼橋の辺とか河川の掘削等やられております。それで、いわゆる水害対策については、河川管理者とのいわゆる協議っていうんですか、情報共有がないとなかなか進まない部分もありますので、是非、災害時の形状を含めて、河川管理者と情報共有、連携を密にしながら、住民の不安解消のために被害を本当、最小限にしていただくようにお願いしたいと思ます。最後に町長のほうから一言。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 23年以来、大きな災害の後、河床が非常に上がったりしております。それで集落からもそういった河川の土砂の撤去等についても要望がきております。それを全て県のほう、河川管理者のほう、それから町の管理の分についてはできるだけ町が対応するように努力はしております。それである、県のほうが管理の部分については、これは強く要望しながら、その解消を図っていききたいというふうに努めておりますので、是非ご理解をいただいて、その時には集落の代表者の方にもお願いをする場合もあるということもあります。そういった地域の方と協力しながら要望活動は努めていききたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ます。

○議長（大塚純一郎君） これで、6番、矢沢明伸君の一般質問は終了しました。

続いて、8番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

8番、山岸国夫君。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君） 一般質問通告書に基づいて2点質問いたします。

1点目は町主導の買い物体制の構築についてであります。今年の3月会議一般質問において、買い物困難者をなくすために、商店とのコーディネート、高齢者の見守りなど町主導の支援体制の構築を求めることを提案いたしました。この質問に対しまして、今後は生協だけでなく町内商店も含めた買い物支援の体制構築について、社会福祉協議会及び商工会と連携して検討していく。高齢者の見守りなどについては郵便局や宅配業者との連携や民生児童委



員を含めた地域の皆様の支援をいただきながら対応していきたいとの答弁でありました。その後の検討経過と町の政策を伺います。

2点目、学校給食費と保育料の無料化について。これまでの一般質問において、何度も学校給食費と保育料の無料化を提案してきました。この間の軽減処置に対しまして、子育て世代の方からは大変助かるとの声も聞かれております。新型コロナウイルスによる町内経済においても大きな影響を受けているもとの、収入が減額している子育て世代の支援対策としても学校給食費と保育料の無料化について提案いたしますが、町長の考えを伺います。また、学校給食費の納入については、保護者の口座からの引き落としにより学校の私会計となっておりますが、町が管理する公会計扱いとすることについて、平成30年6月会議一般質問において、学校事務の軽減を図るために導入が検討されている。町の課題等を整理していくとの答弁でありました。文部科学省は昨年7月に教員の長時間勤務とその改善策として、学校給食費の徴収に関する公会計化等の推進についての通知で、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきとしております。この通知には学校給食徴収・管理に関するガイドラインが添付されておると思いますが、これらを踏まえたうえで町の対応を伺います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 8番、山岸国夫議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町主導の買い物支援体制の構築についてであります。各関係機関において新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応が行われているところであり、協議が進んでいない状況であります。今後、社会福祉協議会の取り組みや町内商店・地域等の取り組み状況を注視しつつ、状況を見ながら関係機関等と連携した検討を進めてまいりたいと考えております。高齢者の見守りにつきましては、まず、民生児童委員の皆様にご多大なご協力をいただき、声掛けや訪問により高齢者の実情を把握し、相談に応じていただいているところです。また、郵便局や宅配業者、生活協同組合とそれぞれ地域見守りネットワークの取り組みに関する協定を締結し、高齢者等に荷物等を配達する際に異変等を発見したときに連絡をいただくこととしております。今後も地域の皆様にご協力をいただきながら連携して見守りに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校給食費と保育料の無料化についてであります。まずはじめに、学校給食費の無

料化についてであります。本町では今年度、学校給食に1,083万円の補助を行ない、概ね70パーセントの支援を実施しており、既に保護者負担の大幅な軽減策を講じております。小学生の場合ですと、年間食数は概ね180食程度で、1食あたりの実負担額が100円ですので、年間負担額で1万8,000円となり、1回あたりの徴収額は1,800円程度のため、現状においても高額な保護者負担を求めている状況にはありません。また、支援が必要なご家庭につきましては実質給食費は無料化になっておりますのでご理解をお願いいたします。仮に全員の学校給食費を無料化することになれば、保護者が負担していた費用を町民全体で負担する議論になりますので、受益者負担の視点をしっかりと踏まえて検討してまいります。

次に、保育料の無料化についてでございます。以前から子育て支援対策の一つとして他の議員の方々からも全年齢無料化のご意見をいただいておりますことから、現状の3歳児以上無料化の継続に加えて、1歳以上3歳未満児についても無料化に向けた検討を担当課に指示しております。なお、保育にあたっては児童数に対する保育士の配置基準や保育室の面積基準があり、無料化を行った場合に受け入れ体制に課題が残ることとなることから、利用希望の状況によっては、希望する保育所以外での保育などの利用制限をさせていただく場合もございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、学校給食費の公会計化についてであります。教員の業務負担軽減の観点から、文科省において公会計化の推進が図られております。この取り組みの趣旨は理解しておりますので、メリットとデメリットを比較しながら課題の整理を進めてまいります。教員負担の軽減で一番大きなウエイトを占めておりますのが、給食費未納者への督促業務からの解放であります。本町におきましては徴収率100パーセントでありますので、元々、督促業務が生じていないため、この点におきましては公会計化のメリットは生じません。そしてまた、学校給食の会計処理の大部分を給食センターで担っておりますので、自校方式の学校に比べて、既に各校の事務負担の軽減が図られておりますことにもご理解をお願いいたします。学校の働き方改革の一環として、教員の負担軽減を図るためには、その業務を教育委員会で担うこととなります。その人的負担の増加を職員数増により対処していくのか、または外部委託により対処していくのか、様々な選択肢を検討しながら、内容を整理してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 再質問させていただきます。

最初に、町主導の買い物支援体制であります。3月の会議の一般質問の中では、明和のおかくさんが閉店となった状況の下での様々な町民の状況についてお話し、現状も話をしてまいりました。3月会議以降は明和地区で運行していた買い物支援バス。3月末をもって運行がなくなりました。こういう状況があります。で、町のほうはこの間、コロナ対応で協議してないということなんです。状況を見ながら関係機関と連携した検討をするという町長の答弁であります。協議していくうえで町の担当部署はどこが行うのかということが必要になると思うんですが、ここは町はどの部署が対応するのか、ここは決まっておるのでしょうか。まずその1点伺います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） この買い物支援の関係につきましては、関係課として、その地域性もありますので、振興センター。それから社協の関係と併せていきますと保健福祉課。そういったところと、さらに町全体のことになれば、地域創生課と関係する課、商工観光も出てきます。そういったことと連携取りながら対応していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 町民は、生活、そして生きていくためには食事を摂らなければなりません。ここは待ったなし。ということは、3月会議の中でもお話ししてまいりました。で、この間ですね、布沢の集落の中では、高齢者が集まってどうしようかという議論がされて、JRの車も、10人乗りの車、労働組合の車ですけども、これも借りて、運行を自ら開始いたしました。で、これは社会福祉協議会の補助金も活用しての取り組みでありますけれども、ここにはやはり住民は、待ったなしの課題だということが現れているというふうに思います。このまま状況を見ながらということで、町民のこの動向だけを注視していいのかというのが私は非常に疑問に感じます。そういう点では、たしかに職員の皆さんも新型コロナウイルスの対応で業務量も増えて大変だと思うんですが、しかし、同時に、この地域等の取り組みの状況を見ながらじゃなくて、既にもう状況はわかっているわけですから、どういう対応をしていくのか、協議を始めて、必要な手立てを取ることが今求められているというふう

に思います。社会福祉協議会の人ともこの間、お話しましたら、予算と人を配置してほしい。これが最大の要望です。これがなければ手を打てないということなんですね。ですからやっぱり、予算と必要な人の配置をして促進を図る。これが今の現状の中で求められているというふうに思うんですが、その辺、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 現在の社協のほうで言われております予算と人員の関係でございます。この点については課題もないわけではありませんで、結局、取扱商品が生協の商品ということがあります。そういったところの視点から、どういうスタイルが良いのか。それと社会福祉協議会が実施する場合、そこに収入が生じます。ただ、他の方がやった場合、収入そこにはないから、どうしても直接購入者から収入を得るといような形を取らざるを得ないというのが実情かと思えます。そういったところも踏まえながら町がどのような形で、物を支援するというのであれば、それは素直にはできますが、その内容について、再度議論を重ねながら、そういったところで町民の皆さんや議会のほうの皆さんの理解が得られる方向で対応していきたいというふうに私は考えております。

○議長（大塚純一郎君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） ちょっと意見の違うところ、考え方の違うところありますので、前回は申し上げましたけれども、社協が今取り組んでいるのは、あくまでも訪問介護者への対応の問題です。これは3月会議の時にも申し上げました。これは訪問介護で訪問の時間が制約されるということで、生協を使って訪問介護対象者の人の代わりになって生協を活用して届けているということなんです。これについても、この前も申し上げましたが、訪問介護や社会福祉協議会の人達にとっては仕事が増えている。これも前回申し上げました。で、この前のお話の中でも、これは大変な過重労働になっているという声も出されております。これは今までの訪問介護にプラスして、予約をとって、品物を発注して、そして届けてお金の回収をやる。これもこの前お話ししましたが、その分、お年寄りですから、なかなか大変な作業です。この分の仕事が増えて、社協の中でも大変な、仕事の量が増えていて大変なんですと。それでも、やはり訪問介護者のためを思って取り組んでいると。ですから、社協の人達の熱意によって、これは進められているということでもあります。そこは十分理解していただきたいと思います。そういう点に立って、全体をやはり、どう進めるのか。これはやはりあの、この間も申し上げているように、様々なやっぱり、町内の関係者の方と話し合いを持って、

どうするのか。まずはそこを持ってほしいというふうに思います。例えばこの前も申し上げましたサンマートとしても、それぞれ朝日地区、それから只見地区ということで買い物の送迎バス出しています。これも商店にとっては大変な負担になっているというふうに私は思います。人も雇わなければいけないわけですし、それぞれ、様々な想いで、この買い物に困っている方がただ単に明和地域だけじゃなくて、全町的課題だということは是非念頭に置いて、この全町に置いての対応をどうするのかということですので、是非ここは早急に関係機関との協議も図って、まずはそこ、調整の会議を持つことが大事だと思いますので、そこは是非お願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） たしかに、町内における、こういった買い物といいますか、食等についての買い物のことにつきましては非常に課題があるということは充分理解しております。それと関係機関といいますか、と調整をしていくということは必要ですので、それは早急に取り組みたいと思います。それで、今扱っている生産者といいますか、の方が組合ということで、それなりのことで町も今調査はしておりますが、そういった関係と、それから全体の経済の関係も考慮しながら、関係団体等、当然、ただ今出ました社協。それからそれ以外の方々とも議論を重ねて、どういう形が良いのか、どういう形が想定されるかということで方向性が決まれば、それは予算も対応していきたいというふうに思います。ただ、人ということになると、それは新たな課題にもなりますので、そういったところも含めて対応はしていきたいというふうには考えておりますが、関係団体との中で、そういった点も含めて議論はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 是非とも早急にですね、関係者との会議を開いて対応を進めていただきたいと思うんです。で、3月会議の時にも私提案したんですが、この間、新聞報道でもやっぱり、官と民との一体になった自動車による販売なども報道されておりました。こういうのも全国的にも広がっているという点も踏まえてですね、様々な、この只見町に合った、そういう支援体制必要だと思いますので、先ほど町長答弁にありました、やっぱり早急に会議開いて対応していくということですので、是非早急な対応をお願いしたいと思います。

それから次のその高齢者の見守りについて、この郵便局、宅配業者、生活協同組合。これ、

協定を締結し、というふうになってますので、締結した時期と、それから締結した以降、この協定に基づいてのそれぞれの団体といいますか、協定先からの連絡の有無があるのかどうか。あればどんな状況で報告されているのかを伺いたと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今ほどの協定の締結時期ということでございますが、まず一番早いのが郵便局となります。それが平成24年4月7日付で締結をさせていただいております。で、生活協同組合コープあいづが平成25年6月10日。ヤマト運輸株式会社が平成27年12月3日ということで、只見町と各事業所においてはそういった時期で締結をさせていただいております。そのほかに福島県とそれぞれまた締結をしておりますので、直接、只見町ではなく県全体としての見守りの協定等もされているところでございます。なお、報告、通報等については、今まで特になかったというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この協定の中身でも、郵便局、宅配、生協。それぞれ、私、やはり、これ郵便物を、これは届けた先のみ。で、宅配は、これ注文したとこだけ。生活協同組合については、これは荷物を注文して、これは各1軒1軒が対象じゃありません。それぞれ何軒か集まって共同購入をしていて、そのうちの1軒だけに届けると。で、これは留守でも届けられますから、そういう点ではこれだけでやはり、見守りという点ではかなり不十分かなというのを私は実感いたします。そういう点で、この福祉の関係とも出てくるんですが、民生児童委員との協議はこの辺ではどんなふうになってますでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 民生児童委員の方々とは、通常、月一度、定例会を開催させていただいて、その中で地域の情報共有であったり、そういったものをさせていただく。またあの、どういった活動をしたらいいのかというような、逆に町からの情報提供を行う等を行っているところでございます。今年度につきましてはコロナの影響でまだ定例会開催をしていないところですが、6月については一応開催をする予定で、今回、お集まりいただいた中で地域の情報等を情報共有させていただくということで考えております。

○議長（大塚純一郎君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君）　じゃあ、次の学校給食費の関係に移りたいと思います。

まず給食費の関係ですけれども、これ、私が質問しているのは、この間、一貫して無料にしてほしいという提案をしてまいりました。今回は特に、先ほどの質問でいたしましたように、給食費も保育料も、新型コロナウイルス対策で収入が減っている人達がいるわけですから、ここへの救済措置としての町の対応ということの提案が大きなポイントであります。で、この答弁は今までの答弁の流れのような気がしてなりませんけれども、その私の質問の主旨とこの答弁は、ちょっと乖離がしているんじゃないかというふうにまず思います。それと同時に、この受益者負担の視点をしっかりと踏まえて検討してまいります。で、私はこの受益者負担の視点というのは、国が社会保障関係含めて、受益者負担をこの間ずっと言ってきました。これは何かと言えば、結局は国が財政措置をしないで、国民や町民に負担を強いる。この言葉が受益者負担なんです。本来、社会保障や、この学校給食費、学校給食費については憲法の26条で、義務教育費を無償とするというふうになっております。で、給食費についてもこの間、食育と、教育の一環として位置付けられてきているというのもこの間、この場で何度も議論をしてまいりました。そういう点では、町民の生活を憲法にどう近づけていくのかというのがやはり、町の責務であるというふうに考えております。そういう点ですから、その前段にあった高額な負担を求めている状況にはないとか、受益者負担という、こういう考え方を持たれているというのは、私はいかがなものかなというふうに、この間の議論を通じても思っておりますので、最初のその質問の、新型コロナ対応で町民が困っているところに今手を差し伸べる一つとして無料化いかがですかという答弁なんで、再度の答弁をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君）　菅家町長。

○町長（菅家三雄君）　現在、只見町の給食費につきましては、国の定める基準より、子供達が多く、といいますか、御馳走を食べて、御馳走ということではなくて栄養価値のものとか、それから食育とか、そういったものを含めながら、その単価を引き上げて支援をしているというところがございます。地産地消ということで500万ということは、これもまた別にあります。そのほかに食育といいますか、そういった支援等ございまして、大体、全体、子供達に、小学校・中学校それぞれの7割ということで答弁をさせていただいて、その3割についての負担をお願いしているところなんです。これにつきましても、そういった給食の内容をご理解いただくということも一つございます。それと、過去から、その、ある程度の

負担といたしますか、食事についてはお願いをしている経緯もございますので、その点は父兄のほうもご理解をいただいているものというふうに私は理解をしております。それと、今年度、コロナの中で非常に大変なことはわかっております、わかっておりますがといたしますか、そういった大変なことはあるということはおわかりますが、ただあの、子供の育成の中でいろんな形で支援は行いたいんですが、ただ基本として負担をしていただくところは負担をしていただくという考え方でないと、これが全額ということになれば、基本となるのは公事の基準となるということで、実質、給食費については子供達のためになるのかどうか。そういったところのことも真剣に考えていく必要もあるかなというふうに思いますので、十分その点は内部でも議論をさせていただきたいと思いますが、当面、できましたらば、このスタイルで対応していくことをご理解いただければというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今の町長の答弁の中で、地産地消で500万という答弁ありましたけれども、これ、7割の補助になる前は、地産地消も含めて、町600万円の予算だったと思います。で、その中では小学校の給食費でいけば、280円が200円に負担軽減されていたと思うんですが、今の答弁の中身ですと、学校給食に1,083万円の補助を行いと、で、70パーセントの支援をしているという、この答弁の絡みと、地産地消の500万と、これはまったく、1,083万円のほかに地産地消で500万円の予算というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） 町の補助の割合なんですが、平成30年まで町としては35パーセントを補助しておりました。そこには、元々あの、各地域の小学校、例えば小学校だと280円、270円から280円ぐらいの給食費なんですが、只見町はプラス40円、約40円の地産地消、そして食育推進のための補助がありました。で、平成30年度まで、その分も含めて、合わせて600万の町の補助をしておりました。そして、平成31年度、令和現年度から改定しようということで話し合いがなされました。で、その時に定例教育委員会の中でも協議をしまして、子育て世代、保護者の方も教育委員の中におりますので、親として給食費が大変安くなるということは大変ありがたいということでした。しかし、子供の養育という親の義務のことを考えると、完全な無料化は望んでいないというような話が出されました。そこで、保護者負担が210円であったところ、100円として、結局70パーセント



を町が補助するという形になりました。で、支援が必要なご家庭についてと書いてありますが、要保護、準要保護、そして特別支援が必要な子供のご家庭については給食費は無料で、あと修学旅行費とか、あと教材費などもかからないようになっておりますので、保護者世代の方のご意見を一応聞きながら行ったところでもあります。ただ、この新型コロナウイルス対策等に関するご質問でしたので、ちょっと当たっていないところもあったのかなというふうに思います。このことについては、後程、町のほうで相談していきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 是非あの、今回は、私はずっと提案してきたのは無料にしてほしいということでありました。で、全国の状況もお話もしました。で、この福島県の無料化の状況についても毎年、進んでいるという状況もお話いたしました。そういう点ではやはりこの父母の負担を軽減していく。そして、義務教育費については無料にするというのが大元の考えですから、そこにやはり認識を一致させて前進させていくというのが私は筋であろうなというふうには根本的に思ってます。そういう点で、教育長のほうから検討するという答弁ありましたので、今回についてはやはり新型コロナウイルス対応の経済対策の一環として父兄の家計を助けていくという角度からも検討をお願いしたいというふうに思います。

次にですね、保育園の絡みですが、これ、無料化に向けた検討を担当課に指示しておりますということで、これはいつから、その無料にするのかというのを伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 保育料の無料化につきましては、今年度の4月から実施したかったんですが、その段階で内面的に調査をしていただいて、現場のほうで入所希望等とっていった場合、どうしてもそこをやって、もう何人か入ると受け入れられないという状況が今年度はありました。これはたしか3月かどこかで一旦答弁したことあると思います。そういったことを踏まえて、あと4月以降、新たに保育士が一人、町外から来られたということもあり、若干、保育所は体制は整ったんですが、ただ、3地区に施設が分かれているということで、その、非常に子供が多いのが明和地区なものですから、昨年も明和地区の方、一人、只見保育所のほうで預かったという例もございます。そういったケースが非常に増えてきたり、未満児の、といいますか、方を一つの部屋に、二つの子供達を保育しなきゃならないという環境の中にあるものですから、現場の意見を踏まえて4月は断念をしたと。それで、今、そ

ろそろなじょだということで現場のほうにはお話をしていますが、ただ、その点が完全に解消されたわけじゃないものですから、その点の見込みがつき次第、そこは考えていきたいというふうに思っているところです。ただあの、新年度になった場合は、そこは解消されるということは1歳、皆さん上がっていくんで、そこが変わりますので、新年度は可能だというふうには思っておりますが、年度内も可能であれば、そこは考えていきたいというふうには現在思っているところであります。ということは、前にも申し上げました、保育園の園児、その未満児の場合は3人に1人の、子供達が3人に対して1人の保育士が必要になります。さくらのほうにつきましては、30人に1人という、10分の1と、そこに保育に違いがありますので、そのところを全て計算をさせて、そういった形になっているということをご理解いただきたいというふうに思います。そういったところを解消するということは、あくまでも保育については安心安全が条件ですので、それが保てない保育はちょっとできないということがありますので、そういった現場の対応について可能になれば、そこは保育料は無償にしたいというふうに私は考えております。

○議長（大塚純一郎君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この保育料の無料化の問題で、この3歳未満児、1歳から3歳未満の無料化の問題と、それと町長の答弁の中では、保育士の体制の問題と、これ、ごっちゃになっているんで、ずっと最初の答弁わかりませんでした。で、その後聞いて、よく、私はわかるようになったんですが、これだけだと、その無料化の問題と、それから保育士の保育園の体制の問題と、これ、ごっちゃになっているんですよね。両方が。そういう点では、これはやっぱり予算の関係からそういう答弁が出てくるのかなというふうに思うんですね。保育士を、1歳から3歳未満であれば、先ほど町長答弁にありましたように子供さん3人に対して保育士1人必要だと。で、だからこの年代の保育が必要な子供さんが多ければ、それだけ人の配置が、保育士の配置が必要ということで、ここに町民の要望に応じて、希望者全員保育所入所するということになれば、保育士の数も増やさなくちゃいけないと。で、保育士の数を増やすためにも、そこは人件費が必要なわけですから、そちらのほうでやはりお金がかかって、無料化するほうにはお金がまわせないというような理解でよろしいんですかね。お金のこの最終的には人件費にお金がかかるんで、無料化のほうにはお金がまわせないと。まわせないと。足りないと。足りないと。そういうことですか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君）　そういうふうに取りられる視点もあるかもしれません。ということは、今の3保育所が整備された時点では、3歳以上が入所の対象だったと私は記憶しております。それに合わせて3地区の施設が整備されました。そして、子供達が少なくなる中で、只見はたぶん、建設当時120人の定員だったと思います。朝日・明和が80くらいだったと思いますが、それが今、どんどん減らすと併せて、保育士はそれなりにいらっしゃるものですから、低年齢者を入れていったという、3歳以下を。そういった形が出てきたというのが制度の中にあるというふうに理解しております。それと、当時は全て国の基準に基づいて保育料も全て決まっておりました。で、途中から解放されて地方で負担をすることによって軽減はできるということができまして、そういった軽減を進めてきたということがあります。それで、現在、単純に一人を追加して、それが維持できるかどうかということよりは、やはり現場の中での安全安心といいますか、そういったところは第一に考えていく必要があるということがあります。ということは、これは単純に申し上げますと、只見町、一つの保育所であれば全部入ります。保育士も増やす必要もありません。しかし、そこに通わせる、といいますか、他の地区まで親が送迎しなければならないということで、一度、一箇所に、時間を10頃から3時頃まで集めようかということも仕組みましたが、やはりスクールバスの問題とか、いろんな形でそこに矛盾が、矛盾といいますか、対応が困難でありましたので、現在、その園児数によって、可能な形がとれば、そこで無料化を図りたいというふうに今考えているところですので、単なる保育士を増やせばいいというだけの問題ではないということだけご理解いただきたいと思うんです。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君）　今ほどの配置、人員配置の件でございますけども、若干補足をさせていただきたいと思います。まず、今、只見町の保育所では満1歳になると受入れをさせていただいてございます。1歳から2歳につきましては、保育士の配置基準が6人に1人というふうになってございます。で、先ほど町長申しました未満児、ゼロ歳児と言われる方について、概ね、3人に対して保育士1人ということになります。で、只見町、満1歳から受入れということでございますが、このゼロ歳児の基準が4月1日時点の年齢で計算をされますので、満1歳になって受入れをしても、3人に1人の配置基準で計算をしないといけないということになってございますので、その辺で受入れできる人数というのがやはり限ら

れてくるということがございますので、そういったことも含めて検討させていただいていると。あと、また面積基準もございます。先ほど町長言われましたように、建設当時、3歳以上を対象とした保育を前提に建設をされているということで、部屋数についても朝日・明和については4部屋しか今ございません。そうしますと、1歳児まで含めますと、部屋を全部別にした場合、5部屋必要になると。で、小さい子についてはやはり面積基準、一人当たりの面積が通常より多く、3.3平米ですか、確保しなければいけないということもございませぬので、そういったところでの制約も出てくるということで、その辺を見極めながら検討していきたいということでございます。特にあの、1歳になるお子様が、もし全員、保育所入所を希望された場合には、なかなか全員受け入れられない部分もあるというようなことで、先ほど町長答弁にもありました、入所の制限といった形も取らざるを得ないということでご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 私はもっと単刀直入に回答お願いしたいんですが。要するに私は、ここで提案している中身は保育料の無料化ということなんです。だけどいつもその人員配置の問題や面積基準の問題での回答になっているんで、そこは予算の関係でそういう回答になっているのかというのが質問なんです。で、去年の10月から消費税10パーセントの絡みで、国からの補助も出てきて、そして、国から補助が出れば、当然、町で施策として運用していた分が浮くわけですから、その時はたぶん、国のほうの金額が多いはずだった回答の記憶があります。だからそこ、単純に、保育料の金額だけでみれば、国からの補助の分で、1歳から3歳未満児も無料化できるというふうな金額だったというふうに私は記憶しておりますけれども、まあ、その時の町長答弁は3歳未満児についても7割軽減してますという答弁だったと思います。で、この保育料の、私は無料にしてほしいという提案なんですけど、その答弁は保育の基準の問題の答弁に終始されるんで、その辺は予算の絡みでそういう答弁になるのかなというふうにずっと思っていたんですが、再度、その辺がよくわかりませんので、端的に答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 無料にした場合に、今、現実にはいらっしゃるお子さんが全て、保育所に入りたいというふうに希望された時に、受入れできない方も出てくるということが想定されますので、そうすると公平性の観点から、優先的に入れる方・入れない方というふ

うな順番付もできるかと思えますけども、そういった部分をきちんと整理しないと、単に無料化というところにいけないのかなということで検討しているということをご理解いただければと思います。またあの、人員配置につきましても、なかなか保育士を確保することもなかなか難しい部分もありますので、すぐ、じゃあ、人が増えるかというような課題もあることもご理解をいただければと思います。単に人件費の金額の問題だけではないということをご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 時間もありませんので、無料化に向けた検討進めているということなんで、これは早急をお願いしたいと思います。

学校給食費の公会計の問題ですが、これの関係で、一番は先生方の事務負担の軽減が最大の問題です。そういう点で、前回質問した時には、これ、先生方というより、町が配置している学校への事務員。そちらのほうで取り扱っているということで先生方の負担はないというような答弁だと記憶しておるんですが、今回の答弁だと、会計処理の大部分を給食センターで担っていますという答弁になっているんですが、そういう点では、どうなのでしょう。全部あれですか。今、各父兄の口座からの自動引き落としという形になっていると思うんです。で、その引き落とされたお金は、これ、給食センターで扱っているのか。それぞれの学校に入って、学校の事務が行っているのか。その辺、まずお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） まずあの、学校で最初に扱うのは、町配置ではなくて、県費負担の事務職員が、ほかの教材費とか、諸会費と一緒に給食費も一度、学校の口座に入るようになっていまして、そこで事務職員が一度預かります。それを給食センターのほうに送るというふうになっております。で、事務職員の連携会議がありました時に、やはりあの、その給食費でちょっと複雑な部分があって、それは町からの補助金の部分の、その処理の仕方がちょっと複雑なので、なんとか町でやってもらえないかというような話がありました。そこで、その分については、給食センターのほうで直接扱うようにしようということになりましたので、実際はあの、学校の負担というのはあまりないかなというふうに思います。逆に、例えば保護者の都合で口座にお金がなかったりとかいう時に、引き落としできないと、保護者は現金で学校に持ってくることになるんですが、例えば最初から、その給食費が給食センターとか教育委員会、そして諸経費が学校となると、別々に、2箇所届けに行かなくては

いけなくなるので、かえって保護者の負担が生じてくるのではないかなというふうに思います。ご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 私の質問の趣旨は、これ、先生方がこの事務負担をしていれば、かなりやはり先生方の負担になるということで、その国の、文部省の、その示している中身も教員の事務負担の軽減化ということが大きな中身でありますので、そういう点では私は先生方のね、負担にならないということであれば、それはそれでいいかなと思うんですね。で、そういうことでまあ、今後さらに町のほうも、どういうあり方良いのかということで検討していくということなんで、私の質問の、先生方の負担解消という点でありますので、その辺は考慮していただいて進めていただきたいというふうに思います。

以上で質問は終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

暫時、休議します。

再開は3時ちょうどといたします。

休憩 午後2時46分

再開 午後2時57分

○議長（大塚純一郎君） 会議を再開いたします。

11番、鈴木好行君の一般質問を許可します。

11番、鈴木好行君。

〔11番 鈴木好行君 登壇〕

○11番（鈴木好行君） それでは、通告書に基づきまして一般質問を行います。

まず、新型コロナウイルスによる観光政策への影響についてでございます。町の各観光施設が6月より再開いたしました。当面の誘客事業はどのように実施していくのか、町長のお考えを伺います。また、来訪者に対する体温測定などの検査を実施する考えはあるのか。また、実施する場合、その範囲はどこまで、いつまでと考えているのかを伺います。町指定管理施設等における現在までの損失額、どのぐらいの金額でしょうか。また各イベント等の中

止、延期による入込客数の減少が今後も予想されます。今年度の減少額はどのくらいと推測されるかを伺います。また、この際ですから、密接・密集を避ける新たな観光事業を企画してはいかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

2番目として、若者のU・Iターン政策について伺います。新型コロナウイルスにより、首都圏への一極集中を疑問視する声や、都市部からの移住を希望する人が増えていると伺っています。そのような人に向けて移住をPRする好機でもあると考えます。具体的に町でどのような政策をお持ちか伺います。また、移住者に対する住居の提供。町長の考え、どのようにお考えか伺います。まあ、新型コロナウイルスにより、各企業ともひっ迫した経営状態にあると思います。移住者の働く場所の確保について、どのように考えていらっしゃるか伺います。また、住居を新築したい移住者に対して、その新築する土地の提供をどのように考えているのか、町長の考えを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 11番、鈴木好行議員のご質問にお答えをいたします。

1番目の新型コロナウイルスによる観光政策への影響についてであります。まず、当面の誘客事業についてであります。御承知のとおり、国の緊急事態宣言や福島県の緊急事態措置等の対応を踏まえ休業しておりました町観光施設につきましては、感染防止対策を徹底したうえで6月1日から順次再開をしております。この間、外出自粛や県境をまたいだ移動の自粛などが要請され、大きな需要が見込まれる首都圏をはじめ、対外的な観光誘客事業がほとんど実施できなかった状況であります。現在においても7月末までは段階的な緩和が継続する見込みであり、6月18日までは県外からの観光客の呼び込みを控えるよう福島県から要請されております。こういった状況でありますので、当面は県等の要請に基づいた範囲での誘客に努め、国内全体、とりわけ首都圏の収束状況を見ながら8月以降、秋・冬の誘客に向けての取組みを強化してまいりたいと考えております。

次に来訪者に対する検査の実施についてであります。これについては各業界団体から示された営業再開に向けたガイドライン等に基づいた感染防止対策を徹底するよう、各指定管理者へ依頼しております。対策期間につきましても、国の指導や専門家会議等の情報提供を注視して対応してまいります。

次に町指定管理施設の減収の状況であります。本年4月及び5月の前年同月比において、全体で約4,200万円の売上減となっております。この感染症の収束には長期の対応が予想され、ご指摘のとおり、これ以降も売上減少が見込まれるところであります。まだまだ見通しが立たない中で今年度の減収額を算出することは非常に難しい状況であります。できる限り減収額を抑えるべく、誘客PR活動に取り組んでまいります。

次に新たな観光事業の企画についてであります。3つの密を避ける新たな観光事業につきましては、新しい生活様式の定着に向けて観光分野においても取り組まなければならない課題であると認識をしております。この機会に改めて地域に目を向け、観光素材の発掘・磨き上げ、新たな商品開発等、感染症収束後の観光回復を目指してまいりますので、良いアイデア等があればぜひご提案をお願いいたします。

2点目の若者のU・Iターン政策についてであります。

はじめに、新型コロナウイルス下における移住をPRする具体的な政策についてであります。鈴木議員がおっしゃるとおり新型コロナウイルスの影響により、地方への移住意識が高まっていると考えているところであり、新たな支援策を今議会に提出した補正予算の中に盛り込みました。内容としては移住費用の軽減のため、引越し費用や移住後の家賃等を支援する若者定住支援補助金を新たに立ち上げるものです。本年度から奨学金返還支援補助金も施行しておりますので、今議会で提案する新制度と併せ、移住希望者への周知を図り、移住者増につなげてまいりたいと考えております。

次に移住者に対する住居の提供についてであります。入居時の所得要件の緩やかな町営住宅を整備してまいりましたので、現在空きのある町営住宅を積極的に活用したいと考えております。また、空き家に関する相談や空き家バンクの登録数も増加傾向にあり、空き家の利活用を積極的に進めていきたいと考えております。しかしながら、空き家は入居前の改修や事前準備が必要となり、すぐに入居可能な物件が少ない状況ですので、空き家の利活用とともに需給状況を考慮したうえで、借上げ住宅等の整備も併せて進めてまいります。

次に移住者の働く場所の確保についてであります。鈴木議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルスにより、各事業所も大変厳しい状況にありますが、業種によっては従業員を募集している事業所もありますので無料職業紹介でお知らせしてまいります。町としましても、町職員や会計年度任用職員の募集を行っているところではありますが、今後も観光振興、教育振興及び地域資源活用の分野で地域おこし協力隊の募集も予定しており、南郷トマト栽培



研修希望者等の募集を含めて、働く場の確保を図ってまいります。

次に住居を新築したい移住者への土地の提供についてであります。本年4月から、空き地バンクを開設いたしました。売りたい又は貸したい宅地を所有者に登録いただき、宅地を購入したい又は借りたいという方に紹介する制度です。町内の宅地を有効に活用できる制度であり、今後、住宅新築などの際に積極的にご利用いただきたいと考えております。しかしながら、制度発足後間もないため、現在空き地の登録がない状況でありますので、今後更なる周知に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） はじめに、観光政策について再質問いたします。

先ほどの答弁の中で、とりわけ首都圏の収束状況を見ながら8月以降、秋・冬の誘客に向けての取り組みを強化してまいりたいと考えておりますという答弁がありました。実は6月19日からは首都圏からもう入ってくる可能性があるわけです。そういった中で、そういった人達に対して、じゃあ、この首都圏の収束状況を見ながらという、この収束状況。どのような基準で判断するのか。コロナ患者がゼロなのか。また、今ほど、昨日あたりは13人ぐらいいらっしゃいました。そういった中で、どのぐらいの数になったらという、そういった決断をする指針はお持ちなのか。また、取組みの強化、誘客に向けての取組みの強化というのは具体的にどのようなことで発信していかれるのか。そういったことをまず1点目お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 現在、関東・北海道のところの緊急事態宣言がまだ解除されていないと。これが判断されるのが18日。そして、19日以降ということになります。これが一つの基準になるということに交流については思っておりますが、まだ観光については、6月いっぱい、7月以降という、若干ずれがあります。そこでブレーキがどこまでかけられるかということ。今でさえ、関東方面の方も入ってらっしゃいます。そういったところで誘客に向けては、今年度、夏休みが短くなります。7月いっぱいほとんど、学校のほう、授業ということで、非常に夏休みが短く、そういった厳しさがありますが、19日以降、その国の動向、それから県の考え方を見ながら、観光客についても考えていきたいというところで、ちょっと判断が難しいところはあるんですが、その時にコロナの発症数とか、いろんな形で示

される中での判断に基づいて町のほうも対処していきますが、ただ、新たな生活という形の中での受入れということは充分考えていく必要があると思いますので、その点は完全に観光客まで受入れが解消されるまでは充分注意はしていきたいというふうに考えておりますが、その点は徐々に、緩やかにしていかなれることを願って、今は対応しているところであります。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） そういった際にですね、もう、今ほどおっしゃいましたように、6月19日からは望む・望まずに関わらず、関東圏からもお客様いらっしゃるという状況になってくるかと思えます。そういった中でですね、まず予防策として、町指定管理施設等は予防策、ここに答弁されておりますように、感染予防防止対策を徹底しているというふうに書いてあります。そういった中で民間の宿泊業者・飲食業者。そういった中でですね、町内のそういった方々に対しても徹底した指導・助言等、そういったものが私は必要と考えていますけれども、そういった点はいかがお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 私のメッセージということで、いろんな形で町民の皆さんにも若干、飲食等控えるとか、自粛の要請もしております。そういったところの解除も併せながら、宿泊・飲食業の皆様、それから商工会等を通じて関係事業所の中には、そういった情報は提供しながら、そして新たなメッセージも出しながら、対応を検討してまいりたいということで、今のままですと、19日以降も、私達職員も、議員の皆さんも、飲み食いもできないような環境ではまずいという、地域経済をいかにまわすかという、新しい生活といえますか、そういった様式の中での会食の仕方、そして宿泊の仕方とか、町内の経済をまわす対応を徐々に緩めていく必要があるというふうに思いますので、そういったところも併せながら、呼びかけていく努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 現在もですね、緊急事態宣言解除になっていないところからの車のナンバー、首都圏からのナンバーの車ですね、そういったものが、例えばどこかの駐車場にいと、ものすごく私は、ちょっと嫌な感じがします。そういった形、たぶん、町内の誰もが持っていらっしゃるんじゃないかと思えます。6月19日以降ですね、そういった車を見かけたとしても、町内の方々、一様にそういった感情というのはお持ちになると思います。そういった、ある程度の偏見を持った目で見ていると、そういった目で見られれば、もうこ

の次は、もう行きたくないなというふうに感じられることも考えられます。そういった偏見をなくすためとか、そういった対策。それをどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） その辺については非常に難しい問題です。これはできるだけ、その点については情報を流しながら、町民の皆さんに理解をいただく以外ないと。その点は思いますし、あとは受け入れる施設のほうでの、施設の職員についても不安はあると思います。そういったところで、受け入れ態勢さえ、きちんとしていけば不安が解消になるということも出てくると思いますので、そういったところも踏まえながら、受入れる施設の対応、それから町民の皆さんの理解を求めながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 私はこの町にとっては、観光客の誘客というのは非常に重要な事業であると認識しています。そういった中ですね、是非、そういった偏見とか、何もなく、みんなが、町民が安心して、また来る方々も安心していただけるように、まずあの、二通りあると思うんですよ。感染者ゼロにならない限り、そういった積極的誘客はしないのか。また、逆に徹底した予防策をとって、安心な状態をつくっておいて誘客事業を行うのか。そしてそれは何人ぐらい、どのぐらいまで収束したら、その事業を行うとか、そういったものは町として、県や国の指針とおっしゃいましたけれども、そういった指針をですね、町としても判断基準として、今後確立させていって、もう、こうなったらいきましょうと、それは町長判断で良いと思いますよ。GOサインを出すのは。そういった考えが町としては必要だと思うんですけども、このままずっと、積極的に誘客もしない。だけど、予防はずっとする。これは報道等によりますと、ちゃんとしたワクチンが完成されない限りは完全な収束はしないというふうにも報道でされています。そうした中で、あといつになるか。ワクチンを待つのか。そうではなくて、徹底した受け入れ態勢を整えて、そして只見は受け入れますよという形をとるのか。そういったところ、もう一度、町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 観光客と、それから仕事といいますか、業務で移動される方について、国の考え方違ってきてます。そういったところについては、きちんと色分けをしながら、その国と県の基準を一つの目安として対策本部の中で議論していきたいというふうに思います。

それと併せて、現在、県が行っております、今日の新聞にも出ました、1泊5,000円の補助がたちまち売れて、追加で6倍のということを、今度7月以降出るといふ動きがあります。前後ですか。そういったところも充分含みながら、観光事業のほうで、そういった特別な窓口を通せば、町内でも受入れは可能ですので、そういったところの情報提供等含めながら、注目している人は今日の新聞紙上で、どこの窓口ならば大丈夫だということを全ておわかりのようですから、おわかりだと思いますので、そういったところを活用した形の誘客宣伝をしていただくといひますか、ダイレクトメールなりの形を指定管理者の中では取るということも視野に入れながら対応をしておりますので、そういったところを踏まえながら、誘客に向けて取り組んでいくと。それから関東方面については、何度も申し上げますが、国それから東京都の考え。それと県の考えに基づいて、ということは、コロナ対策については今までの質問の中でも、県の受入れ体制に基づいて保健所を通じるとか、一つのルールがありますので、そういったルールの傘下に只見町もありますので、その点も考慮しながら、誘客については検討してまいりたいというふうにご考えております。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 最終判断は町長がしてくださいという質問です。お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 国・県等の動向を見ながら最終的に判断はさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 続きますですね、非常に指定管理施設等4,200万円の売上減。売上減といっても、その分あの、若干、従業員が休んだり何だりして、人件費のコストとかも経費とかもあるでしょうから、これがそのまま赤字なのかどうかというのは、また別な問題になるかと思ひます。そしてまた減収額を算出することは非常に難しい状況でありますということも、これも理解しました。しかし、間違いなく、赤字にはなります。それである、先日の委員会の際にですね、田子倉レイクビュー及び各指定管理施設については、新型コロナウイルスにより赤字が発生した場合、継続的な業務の確保のために補助をするしかない、委員会説明がございました。まあ、それもしょうがないのかなと思ひますけれども、これ、一般企業また宿泊飲食業者。そういった方々も同様とご考えますけれども、それに対する支援策。先ほど5番議員のほうからも質問ありましたけれども、もう一度、そのお考えをお聞かせ願ひます。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 指定管理者に対する支援ということのお話だったと思いますが、これにつきましては、公の施設に近いということで、町が出資をした形で設置されている施設があります。それで、それにつきましては、ある程度、株主としても支援はしていく必要はあると思いますが、民間サイドについては、新たな制度の中で、今回も議論の中ですが、コロナ対策で予算化をさせていただく。それから今度、第二次国の補正、県の補正予算等の対応の中でそういったことを模索していく。指定管理の中もその制度は使わせていただきますが、さらに赤字の場合については、そういった従来の形とは違うといたしますか、民間とは違うところが、公的などころも含んでおりますので、そこは別途に考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） ちょっとお伺いしますけれども、一般の企業と雇用調整助成金または持続化給付金等を申請されて受け取った業者等もいらっしゃいます。これ、指定管理業者の場合は、そういった制度に該当しているのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 該当しておりますので、それぞれ申請しています。ただ、湯ら里と公社の場合、8,333円という基準、今の段階ではそうですが、まもなく1万5,000円になろうかとしておりますが、湯ら里は8,333円までにはならないと。公社は8,333円になったという、それは雇用形態の算出が違うものですから、そういった形が生まれてますが、全て対象にはなりません。それと、もう一つの200万。100万と200万。200万が対象ですので、それは湯ら里は既に入っております。で、公社は申請したところだと思います。そういった状況で、制度的には対象になりますので、その申請は全て受けるように指示はしているところです。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） いわゆるマル経と呼ばれる、金融機関等からの融資はいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 融資につきましては、若干、課題がないわけではないというふうに理解はしてありますが、今調査はさせてます。借入は可能だと思いますが、抵当の問題等が発生し

た場合、金融機関等に求められた場合、議会の議決とか、いろんな形で出てくるという、そういうことがあるケースと、それもない、取締役の責任、連帯保証ということですか、そういうことになるのか。その辺については、今度のコロナの中でどういうふうになるのか検討はさせていただいています。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） そういった中で、また先ほどと同じような話になりますけれども、コロナ収束したら、これから積極的な誘客のPR活動に取り組んでいくというふうな答弁ございました。積極的な誘客に対するPR活動というのは具体的にどのような活動を指しているのか教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 積極的なPRの具体的な方法というふうなお質でございます。今ほど考えておりますのは、只見町に縁のあります千葉県柏市。友好都市でございます。こういった千葉県柏市は只見町のことをよく知っていただいておりますので、そういったところに積極的に誘客を図っていくといったようなこと。また、只見町ふるさと大使というふうな制度もございます。首都圏中心に、只見町を応援しようというふうに参加をいただいている有力者の方々たくさんいらっしゃいますので、そういったふるさと大使の制度、また元のふるさと大使の方々がふるさと応援団という形で只見町に何らかの形で寄与していきたいといったようなことでご参画をいただいております方もいらっしゃいますので、こういった只見町縁の方々、またふるさと只見会、そういった方々を通じてですね、誘客を、PRをさせていただいて、誘客を図っていきたいというふうに考えております。また、そういった場合にはですね、国・県で行われる、いわゆるG o T oキャンペーンであったりだとか、様々なキャンペーン商品。こういったものうまく活用しながら宣伝を図っていきたいというふうな考えております。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 今、福島県で行っています宿泊補助事業5,000円のものやっております。そういったものも是非ですね、参考にされて、町独自のイベント等なんか企画されたいかがかなと思います。

それからあと、新しい観光事業の企画についてなんですけれども、良いアイデア等があ

れば、是非ご提案をとということで、なかなかあれなんですけれども、良いアイデアかどうかかわかんないですけども、今ほど申しました福島県が行っている宿泊補助事業。例えばですね、これ、今度、提案されています町内の弁当等の飲食補助。それから只見の商品券。そういったものを発行されても、今打撃を受けていらっしゃる宿泊事業者というものの救済にはあまり当てはまらないのではないのかなと。町内の人が町内の施設に泊まるということはあるまいです。そうした場合に、町外の人をいかに只見に泊まらせていただくかということを考えますとですね、JR只見線も再開通目指します。そうしたらJR只見線乗って只見にいらして、只見に泊まる方には只見の町から補助しますよと。それとかですね、あとJR只見線の問題としては、JR只見線、一生懸命、乗ってください、乗ってくださいと町内でPRしていました。それも始まった頃は良かったんですけども、段々段々下火になって、今は町職員も積極的に乗っていたものがあんまりその積極性も見受けられなくなってきたのではないのかなというふうに感じています。そうした中で町民がJR只見線を利用したら、ワンポイントあげますよ。ポイントカード制みたいな作りましてですね、そのポイントを何点たまったら、町内湯ら里宿泊券が、まあ、何でもいいですけど、町内の商品当たりますよとか、そうしてどんだん、只見線を利用するお客さんを増やす。そして只見に泊まらせていただくお客さんを増やす。そして、そういった企画とか、おもしろいんじゃないかなと、私は思いました。あとはですね、3密を避けるということで、せっかくあの、整備した旅行村ですか、あるんですから、そこも積極的にPRしていても良いんじゃないかなというふうに感じます。あそこは人集まっても3密は避けられます。そうした中でやはり、どうしても只見をPRするという意味では今後必要なことではないのかなと思います。提案しろと言われたから提案しましたけれども、私の提案に対していかがお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 非常にありがたいご提案ありがとうございました。先ほど県の5,000円の補助につきましては、前回、既に完売になった分については、観光まちづくり協会のほうでも旅行業のほうで、その窓口になって、湯ら里のほうにも観光協会を通じて、お客さんをまわしてもらったりしております。それで、ただ、基本が7,000円というのがありますので、他のところにもやっていただいているんだというふうに思いますが、内容についてはちょっと、若干わからないところあります。湯ら里ではそういったところは受けさせていただいております。

あとはあの、たしかにJR只見線のポイント制というのは非常におもしろいアイデアだと思います。そしてあと旅行村について、非常にあの、開いて大丈夫なんですけど、課題がないことはないです。トイレと炊事場の問題がありまして、その辺をどういうふうに分散させていくかということを考えて対応して施設の中ではやっているようですので、そういったところも踏まえながら誘客を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 是非ですね、このコロナウイルスに負けずに観光政策進めていって、観光客増える町にしたいなというふうに思います。

次に、若者のU・Iターン政策についての再質問をいたします。答弁にありました、若者定住支援補助金、新たに立ち上げる。内容、委員会等で説明いただきました。非常に良かったなというふうに感じています。また奨学金返還資金補助金も今年から始まりました。そういった中でですね、どうしても納得できないのが、U・Iターン者定住助成金。昨年度まで10万円だったのが今年は5万円になりました。U・Iターン政策、人口問題に対して積極的に取り組むという町長答弁とはまったく逆行した政策になっているのではないかと思います。10万円から半額の5万円にした真意を教えてくださいませんか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） ただ今のお質しについてでございますけれども、おっしゃるとおりですね、U・Iターンの定住助成金関係について10万円でございます。60歳以下ということでの事業実施でございます。そういった中でですね、既に議員の皆様方には昨年度からもお示しをさせていただいておりますけれども、人口ビジョンなどをご覧いただきますと、非常に若年層のところが人口が非常に少ないというようなことで、そちらにしっかりとターゲットを絞って実施をしていこうというのが真意でありまして、そこを、いわゆるあの、3月の当初予算の説明の中でもお話をさせていただいて実施をしてきたところでございます。そちらのほうの金額については若干抑えさせていただいたんですけれども、当時からあります新規学卒者の定住助成金、いわゆるあの、学校進学をされて、その後、定住をされる方につきましてはそのまま10万円というような金額を残させていただいて、定住を促していきたいということでございました。で、その部分についてターゲットを絞って35歳未満についてU・Iターンの助成金は5万円にさせていただいたんですけれども、そこ



で同様に、さらにその35歳未満の方々についてのU・Iターンをしっかりと進めていくというようなことで何度か既にご説明もさせていただいた奨学金の返還支援の補助金についても立ち上げさせていただいたというようなことでございます。で、先ほど町長の答弁にありましたとおり、同様に、そういう若年層の方々のU・Iターンを促進するために若者定住支援事業の補助金も立ち上げて、さらに強くターゲットを絞って実施をさせていただきたいというようなことでございます。おっしゃるとおりですね、U・Iターン、人口減少対策について、どれが正解かと言われると、正直申し上げて、どれが正解かははっきりはわかりません、といえますか、進めている中で試行錯誤しながら進めておるところでありますけれども、今回、そういった若年層のU・Iターンの促進をしたいというようなことでターゲットを絞った助成事業に衣替えをしたということですので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 若年層に絞ったというふうに、あれなんですけれども、これ、奨学金返還支援補助金もそうです。あと若者定住支援補助金もさらにそうです。U・Iターン者定住助成金もそうなんですけれども、これを見た中で、U・Iターンしようとする人が、じゃあ、U・Iターン者定住助成金10万円から5万円になりましたよというのを見て、これは若年層に絞ったからだというふうに私は理解できるとは思えません。これ、減らす理由あったのかなど。若年層に絞るのはいいけども、減らす理由に、これ、ちなみにじゃあ、お伺いしますけれども、昨年度のU・Iターン者定住助成金、どのくらい使っているか教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 令和元年度15名でございます。

○11番（鈴木好行君） すみません。もう1回お願いします。

○地域創生課長（星 一君） 15名でございます。

○11番（鈴木好行君） 15名ということは150万円ということですか。

○地域創生課長（星 一君） そうです。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） その中で、35歳以下を除くと、どのぐらいになるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） すみません。新規学卒者含めて15名であって、U・Iターン

だと13名でした。大変申し訳ありません。

で、年齢でいいますと、すみません、その中で、ちょっとあの、10歳刻みでちょっと整理しておりますので、ちょっと正確なこと言えなくて大変申し訳ありませんが、40歳以上のその中で3名という実績でございました。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） そうすると、昨年度実績からいうと、40歳以上で3名ということは、半額にしても15万円の節約にしかないという単純計算になるんですけども、そういう中で、これを10万円から5万円に落として、その心象といいますか、言葉遣いが適当なのかどうかはわかりませんが、そういったあの、負のイメージを与えかねないような政策、私は得策だとは思いませんけれども、町長、いかがにお思いでしょう。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 新たな制度設計をしていく場合、総体的に見直すということは、これ必要だと思いますので、そういった中で充分議論を重ねながら最終的に固めた内容でありますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 是非ですね、課長のほうからも試行錯誤を繰り返しながらやっているというお話を伺いました。まさにそうであろうと思います。なかなかあの、苦勞されているということは重々承知でも、あえて質問しなければいけないという、こちらの立場もわかっていただいてですね、理解していただきたいと思います。

それからあと、まず、U・Iターンを促進する意味でですね、ガイドブック。この間、資料、只見町定住ガイドブックいただきました。その際にですね、定住ガイドブックではなくて、これ、内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部事務局という資料。これも地域創生課のほうからいただきました。そして、その中の2ページ目の（5）番、発信してほしい情報は仕事と住まいに関するものという情報がありました。この只見町定住ガイドブックですね、ずっと読みましたけれども、これ、補助金の内容だけは非常に詳しく書いてありますけれども、まず1ページ目の只見町あれこれというところを見ますと、字がいっぱい、なかなか、パッと飛び込みにくいなというふうに感じまして、私、ちょっとネットであちこちの移住定住パンフレットとかガイドブックを見させていただきました。その中で、目についたものというわけではないんですけども、青森県の奥入瀬町というところの移住定住ガイドブック。

同じ北国ということもありまして、それで私の目にとまったのは、奥入瀬町って青森県で一番子育てしやすい町を目指しているんだそうです。私の前の子育てしやすい町日本一目指してくださいということと同じテーマなんで、ちょっと目を引いて見てみたんですけども、そうした中で、子育て支援、子育てしやすい町を謳っているんですね。まず飛び込んできたのは子供の顔写真。それから、子供伸び伸び、大人いきいき、共につくる奥入瀬町ということで、こう、暮らしぶりを書いてあります。そして、子育て支援、生まれてから中学校卒業するまで、どういった支援があるか書いてあります。あとは移住定住者の生の声ですね。体験者の。それから次は仕事の支援。仕事をされる場合にはこういった企業がありますよ。こういった補助金がありますよ。住まい支援。暮らしの支援。そして移住者のQ&A。それから暮らしの情報。それから町のアクセス。それで最後に、推進課だから、これ作ったところですね。あと面白いのがですね、面白いなと思ったのが、Aさん家族の1ヶ月の生活費ということで、奥入瀬町で暮らした場合、どのぐらいで暮らせますよというパターンで、夫婦、旦那さんが20万円の収入。で、奥さんが8万円の収入。それで子供が5歳の子供一人いると、奥入瀬町ですと、最終的には交際費とか趣味の分まで含めてですね、23万円で暮らせますよと。1ヶ月5万円、まだ余裕ありますよというふうなパターンまで作成されてガイドブック作っていらっしゃいます。何ページかという、これは全部で12ページ構成になっています。只見町は16ページあります。そういった中でですね、そういった、まずここに移住定住してみたいなと思う方は、このガイドブック等見ると思います。只見町ってどんな町なのかなと。そうした時に、行ってみたいなと目を引くこと。まず行った時にはどんな仕事があるのかなと。どんなところに住めるのかなと。そこから始まらないと、補助金目当てでは来ないと思うんですよ。先ほど補助金の話をしながら、そう言うのも変ですけども、補助金目当てでは来ない。まず只見に住んでみたい。こんな仕事をしてみたい。こんな暮らしがしてみたい。そこからきて、そして来たら、こんな補助金もあったのか。これは是非、行ってみたいというふうな形になるのが普通なのではないのかなというふうに思います。ですからですね、移住定住ガイドブック。せっかく作られたんだから、こういった助成金ありますよという一覧はこのままあっても良いと思うんですけども、是非、只見に行きたいなと思う冊子。そこ、町長、もう少しあの、大英断を振ってお金をかけて作ってみませんか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） いろんな形で調査をしていただきまして、素晴らしい資料を見させていただきましてありがとうございました。只見町もそういった方向性は充分考えていきたいというふうに思いますので、今後ともいろんな形で情報をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 春にですね、町長、やはりこのU・Iターン事業。それから人口減少問題。それは町長として最優先課題の政策であるというふうにおっしゃいました。私もそうだと思っています。そして、町長、その際に、私は予算をかけるべきところにはかけると、はっきりおっしゃいました。是非ですね、本当にそう思っていらっしゃるなら、10万円を5万円などにせず、こういったガイドブックもしっかりしたガイドブックを作って、お金をかけて、そして、良いものを作って、日本全国にこれ配ってくださいよ。是非私はね、そういうふうな形をしていかないと、じゃあターゲットをどこに絞るのか、関東圏なら関東圏でも良いですけども、関東圏の誰がこのガイドブックを見るかですよ。どうやって、ホームページ開けば見れますよ。でも、ホームページ、只見町というところからホームページで入っていないと見れない。ほかの町村は、人気あるところは、移住定住で検索すると、もうその町がポンと出てきますよ。やはりそれだけの差が、このガイドブックひとつで私は出てくると思います。是非ですね、移住定住ガイドブック、また移住定住パンフレット。そういったもので検索したときに、只見町の名前が一番先に出るぐらいの、そういったパンフレットを作っていたきたいなというふうに感じるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 非常に情報発信というものは大切ですので、その点は充分踏まえて対策を進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） 鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） やはり、只見町にとって、観光行政。それから人口問題。そういったものは今後とも欠かせない。それから永遠のテーマであると思います。そうした中で、どうしてもその行政主導で物事を捉えがちではありますけれども、そういった中で、その行政が、皆さんが、何をもって仕事をするかだと思います。どこを向いて仕事をするか。やはり、どうしても、我々議員のところなんか見ねえで、町民を見て仕事をしてくださいよ。町民の

足元を見て仕事をしてください。そして、若い人達が住んで良かったなと思える町づくり。お年寄り達が住んで良かったなと思える町づくり。それに私達も一緒になってお手伝いします。そうした町づくりを是非目指して行っていただきたいと思います。最後に町長、答弁お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 只見町の職員も、それぞれ、只見町のために誠意努力をしているところであります。こういったところのまた新たな視点でのご指摘をいただきました。さらなる学習を踏まえて、只見町の発展に向けた形で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。しっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

○11番（鈴木好行君） 終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、11番、鈴木好行君の一般質問は終了しました。

4番、菅家忠君の一般質問を許可します。

4番、菅家忠君。

[4番 菅家 忠君 登壇]

○4番（菅家 忠君） では、通告書に沿って、質問事項を述べます。

1、町・議会・町民による町民会議の提案について。質問の要旨。町執行機関と議会と町民の3者が話し合う町民会議を提案したいと思ひます。町民全員が、自分の思いをぶつけるのではなく、相手の本音を聞く、そういった機会が必要と考えます。課題が解決できないのは、誰かのせい、どこかのせいではなく、自分ではない誰かに責任があるかのような発言を聞く機会が増えたと感じます。3者は責め合うのではなく、互いに切磋琢磨し、時には全面的に応援できる関係性が望ましいと考えます。課題解決のために知恵を出し合い、決定したことには自分事として責任を持ち、その重要さを再確認したいと考えるが、町長の考えを伺ひます。

二つ目、新たな課題解決方法の提案についてです。質問の要旨。職員全員に一律10万円の予算を預け、自由課題解決を促すことを提案したいと思ひます。町民が主役の町づくりを実現するためには、役場職員が積極的に町民の方と協働することが重要と考えます。職員は能力が高く、町を愛し、高い志を持っており、町が抱えている問題が見えていると思ひます。

1人だけでは10万円の課題解決しかできませんが、課を越えて10人集まれば100万円の課題が解決できます。その予算を持って、町民の声を聞きに出向き、協働することによ

て信頼関係が生まれると考えます。そういった職員の思いを尊重し、成長を促すことができる予算があれば、事業の成果、人材の育成、町民との信頼関係。このような大きな財産が得られる可能性があると考えます。人材に投資し、課題に挑戦し、変化し続けることで、20年後に町が存続するために、今打つべき政策は只見町は挑戦しているぞ、そういった空気を作るのではないかと考えます。新たな課題解決方法の提案について、町長の考えを伺います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 4番、菅家忠議員のご質問にお答えをいたします。

まず、執行機関である町と議会と町民による町民会議のご提案でございます。菅家議員のお考えのとおり、私も相手の本音を聞くことは重要であり、切磋琢磨し、応援できる関係性が望ましいと常に思っております。町・議会・町民による町民会議のご提案でございますが、まず、現在の法制度においては住民が一堂に会して政治、行政を行うことは一般的に無理であり、必然的に代表者を選ぶことによる間接民主主義制度となっていることをご理解いただきたいと思います。議会は間接民主主義制度に欠かすことのできないもので、地方公共団体においては議会議員も長も直接公選であり、ともに住民代表機関であることから二元代表制と言われております。町や議会と町民との話し合いの現状につきましては、菅家議員もご承知のとおり、議会は議会報告会や一般会議などにより、町民各位との意見交換の機会を設定しておられます。また、町も町政懇談会や集落座談会などの開催によって町民の方々からご意見をいただく場の一つとしております。町といたしましては、議会における議論やご提言、町政懇談会や集落座談会でのご意見等を町政に反映すべく努力をしておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、新たな課題解決方法の提案でございます。職員全員に一律10万円の予算を預け、自由課題解決を促すとのことでございます。まず現状を申し上げますが、様々な行政事務の執行、地域課題への対応のため、町長の権限に属する事務を分掌させるため課を設置し、それぞれの課の分掌事務につきましても規則において定めており、各課等連携のもとに取り組む課題もございますが、基本的にはそれぞれの課等におきまして事務執行、課題解決に努めているところであります。現在、予算編成におきましても、事務事業の検証を実施し、必要に応じた事業の抜本的見直しをさらに進めるため、各課等に一定の財源をあらかじめ配分し、

その財源の範囲内で各課等が自らの裁量に基づいた予算原案を作成する、一般財源ベース枠配分方式を取り入れております。菅家議員がおっしゃるとおり、町民との信頼関係構築も、また人材の育成も非常に重要なことでありますし、人材に投資し、課題に挑戦し、町が存続するために挑戦していくことも必要なことであります。課題解決方法は常に検討していかなければならないものでありますので、通常業務の遂行と職員の負担、各課等の課題解決のための推進内容との整合性の確保等を図りながら、菅家議員ご提案の内容も含め研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） では、再質問にあたり、質問内容の補足をさせていただきます。

質問内容の町・議会・町民による町民会議のところでございますが、こちら二元代表制というところ、承知しております。私のこちら、要旨の表現が足らずに申し訳ございません。こちら町民会議と銘打ったものは、この3者がもう少しこう、もう少しフラットな関係性で臨める場があると良いなというところから、そういった場のことを指しております。こちらの質問したところの一番大きな要旨のところはですね、町にもう少し笑い声を増やしたいというところがあります。町長のお答えのところの町政懇談会、集落座談会のところ、私も何回か参加させていただいているんですけども、そこはですね、とても笑い声があまりないところなんです。課題を解決していったりだとかですね、何か人が集まって、何か動き始めるという時には、そういったところにはわくわく感だとか、笑い声がとてもするようなところに課題がどんどん前に進んでいくと考えております。そういった違和感のところ、なので、私が今言っているこの3者というところは、私のほうはちょっと、議員に当選させていただいた時に大きく違和感を覚えたことがあったのも今回のその質問のところでございます。私のほうになった時には、町の職員の方々、前職のほうで一緒にお仕事させていただいてたんですけども、お声かけていただいたのが、お手柔らかにお願いしますと言われたことに、ちょっと私、すごいショックを受けまして、一緒にこれで、また違う立場で町を一緒に良くしていこうということが出来るのに、少しこう、違った表現になったのがとても悲しいことがありました。町民の方からも、町が何もしないから、しっかりやってくれというようなことを言われて、町の方と一緒に仕事をしていて、町の方はとても一生懸命に仕事をされているのも見ていました。そういったその、3者はとても、みんな町を良くしようと、みんな動

いているけれども、どこかで少し、ボタンが掛け違えているのではないかなという印象を受けております。そういったところをこの3者が今あるような町政懇談会や座談会で、もう少し、そのボタンを掛け違えたところを直すとか、掛けはめ直したいというところの意図でございます。

そこでですね、懇談会や座談会のやり方を少し変えてみるのはどうかという内容なんですけれども、それというのはですね、こういう机を、懇談会・座談会の時に、当局のほうは机を並べてお待ちするという形あるんですけども、もう少しこう、例えば各課長さんが離れて座っていて、そこに町民の方が自分が困っていることだとか、話していきたいだとか、そういったところにこう、本当に懇談というか、座って一緒に横並びで話すというような形式をとるということは可能かどうかというところをお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今の発言の中で、町と議会との立場といたしますか、そこは理解されているということでございますので、正式な場で、そこが、同時に町民の皆さんとお話をするということについては、今の憲法、それから自治法の規定の中からは難しいかもと。例えば、町村の場合、議会を設けなくて、住民代表をとるという条例をきちんと決めれば、自治法の中では認められているようですが、現実性には乏しいというような形で、ほとんどのところは議会を条例上定めて、そういった形でやっているのが現実だと思います。そういった中で、議会は議会、町は町としての自治法上の責務というのはしっかり出ております。そして、お互いに住民の代表であります。ただ、町としても、長として私は選挙では出ております。職員については執行部ということで、私の指示に従ってやるということではあるんですが、そういった中で、町を良くするための政策提案は長がしなければなりません。で、そのためには職員が住民の理解を求めながら、そして町の政策を進めていって意見を聞く。そういった会議の持ち方の中で、ただ今提案があったやり方、1対1の対面ではなくて、という工夫は、それはそれぞれのところでできると思います。それを、そういった形で、なんていいですか、会の持ち方の中で町民の皆さんが話し易い雰囲気をつくるということは、職員のほうも非常に苦勞はしてます。そこはあの、会話の持ち方、それから説明の仕方等、理解を求めながらやっていく中で非常に苦勞はするところなんですけど、そういったところの会の持ち方については、充分、そういったことは菅家議員の言われることを考えながらも、常に努力はしているところですが、ただ、なかなか、そういうところに接しなされないということであ



れば、なかなか難しいところかというふうには思います。それがあの、普段の目的のない会話といいますか、飲食とか、そういったお付き合いの中での会話と、また行政課題を目標としてやった場合、これは考え方にお互い真剣身が出ますので、そこにあの、穏やかでない雰囲気の場合も出てまいります。そういったことが本当に生きていくうえでは大切なことでもありますし、そういったところは慎重にやっていく必要もあると思いますので、町民の皆さんのご意見を受け入れ、調べていくうえにおいては、いろんな形で対応していきたいというふうに思いますが、座談会等を通じましても、参加者が多くなければ一部の人の意見でしかないということで、町のほうについても、今回、第七次の中の間反省の中で、無作為に町民の皆さんからアンケートをとったりという、そういった工夫もしながら行政のほう努めております。で、そういったことがひとつの行政を執行するうえでの対応策というふうに考えております。ただ、言われるような雰囲気とか、そういった町民の皆さんの意見を上手に反映させるというのは常に努力はしているところですが、今後もそういった対応については検討はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ありがとうございます。

そこですね、もう一つ、その先のご提案を一つしたいんですけども、四国に、上山町というとても先進的な、地域振興の先進的な町があるんですけども、そこで出している書籍を少し見たところですね、町の振興計画を決めるときにですね、どこまでの規模のものかは、すみません、正確性は欠けるんですけども、その差異は25歳から、たしか39歳までのメンバーだけで集まった。それは官・民集まって、これから町を背負っていく世代が自分たちのことを責任を持って決めていくという会。そこで振興計画を決めたそうです。今、こちらの座談会。懇談会や座談会というのは、若者のほうの参加が少し少ないように感じるの、それはやはり、若者世代と言われる人達個人のその責任でもあると思います。そういったところ、今までもそういった若者の会議というものは開催されているとは思いますが、こういった場、また何かの折にですね、そういったじゃあ、若者が今何を考えて、こういったところに困っているのかというところを、もう少し町の方と町民の方が開けた場でお話できる会があれば良いなと思いましたので、そういったところの会はどうでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 様々なご提言ありがとうございます。

今、議員がご提案されましたとおりですね、非常にあの、振興計画、町の総合計画を策定するうえで、いわゆる今後、その町を背負って立っていくような、25歳から39歳とおっしゃいましたかね、そういう若い方々が、と若い町職員ですかね、との協議の中で、そういうものを計画づくりを進めたと、非常に先進的といいますか、非常に良い形だと思います。様々あの、町の計画作りもありますし、様々な事業展開の中で、そういった、今後、町を担っていただける方と、そういうような情報交換等々をしながら進めていくのは非常に有意義なことだというふうに理解をしておりますので、今ご提案のあった部分につきましては、今後、様々な形の中で検討して進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） では、次の質問内容のほうに移ります。

こちら、答弁いただいた内容。まず行政の事務の執行、予算の執行の形。こちらのところ、承知しております。ここで一つお伺いしたいのがですね、少し、何年か前に、職員の研修と申しますか、勉強会といったもの。あちらは今、今も続けてらっしゃるのであれば、あちらの予算の支出の方法はどのように支出しているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 誰が答弁されますか。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 一昨年、若い職員といいますか、そういった中でグループになって、様々な研究、勉強会のような形で進めておった内容はございました。そこでの予算執行というものは特段はございませんでした。その勉強会に対しての予算執行はなかったというふうに理解しております。

○議長（大塚純一郎君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 今年度も実施、勉強会もしくはどこか研修に行くだとか、そういった旅費の計上といったものの予算はあるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 人財育成に関しましてですが、本年度、昨年から実施をしておりますけれども、職員が自ら企画をする。自らの業務の範囲内において、自ら企画する研修に対して旅費を予算化をさせていただいております。基本は1泊2日。自らの業務に関するものを他の自治体等で勉強してくるということで取り組んでおります。

○議長（大塚純一郎君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そうしますと、先ほどのこちらの答弁であったところで、課をまたいで事業を実施するということに対して予算の執行の仕方が難しいという答弁の内容だと思うんですけども、先ほどのもの、ご答弁いただいた内容ですと、一個人に対して旅費の予算がついているのか。もし、一個人として予算がついて、人数分、例えば総務課であれば10人いれば10人分の予算が計上されていると。旅費に。そういった考えであれば、こういった一人予算の出し方としては、こういった一人10万円の自由解決方法の予算を預けるといふ執行の仕方は可能ではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 説明が丁寧でなくて申し訳ありません。今ほどの部分は総務課におきまして職員研修の一環としましての旅費を一括で予算化をさせていただいております。基本的には公用車を使用しての、場合によって公用車が不可能な場合にはそのような手段もございまして、上限を定めての1泊2日の旅費ということで、包括して総務課で予算化をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 説明ありがとうございました。

予算の内容、執行の仕方、承知しました。あと最近ですね、いろいろ教えていただいたところにありまして、農林水産省のほうがですね、農福連携の推進という言葉がございました。で、この課を越えて、何かをやっていこうというところは、そういったところの考え方、国の考え方からも大きく外れてはないのではないかと思います。ご提案させていただきました。例えばですね、観光課に職員が二人いて、人事異動で保健福祉課と農林のほうに異動になった時にですね、お互いその個人個人で、その課で課題が見えてきて、その後に、今まで観光課で養った職員同士のチームワークがあれば、その課を越えたというか、課題というのはとても複雑に今なっているもので、そういった時に柔軟な対応ができるのではないかと。こういう緊急時、今回のコロナのような緊急時の時に、もし、こういう柔軟なものがあれば、即時に町民の皆様にお返しができたりとか、そういったものがあれば良いなと思われましたので、そういったところ、是非こういう、新しい取り組みというか、今回のその、こちら質問のところの要旨の一番大きいところはですね、只見町は可能性がある町だと。新しいことにどんどん挑戦して行って、変化に対応していくと。そういったところがPRできるような

事業があれば、町の大きいその、子育て世代の移住という部分というところ、そういったところにも大きく貢献できるのではないかと思います。ですので、今すぐというのは職員の皆さんの今の抱えている事業を見ますと、とても今すぐというところは難しいと思うんですけれども、そういった農福の連携だとか、課を越えたというところは少し、今後、見据えて検討していただけるとありがたいので、そのところ少しご答弁お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ご提言ありがとうございます。

たしかにあの、各職員がいろいろな部署を経験しまして、そこで培ったノウハウを持って次の部署に異動する。やはりそれ、職員として、そしてそれは、ひいては町としての財産になりますので、そういったものを有効に活用させていただく。あるいは機能させる。非常に大切なことだと思います。いろんな課で課題解決の手法の中で、やはりあの、基本的には町長答弁のとおり、課という括りはありますが、今回のようなコロナウイルスの対応等々、実は町長、プロジェクトチームの設置も必要ではないか、などというお考えも一時期おありでした。そういった中ではありますが、基本的には現行の枠組みの中で対応してまいったところでもあります。たしかにあの、課を越えて、あるいは横断的なものの中での協力、協調。そして知恵の出し合い。大切だと思います。こういった手法が可能なのか。研究、勉強してまいりたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ありがとうございます。

引き続き、こちらから、私のほうも何かありましたら、今回のように質問という形でできる限りのご提案だとか、あと政策のここには問題があるのではないかとといったところ、質問させていただきますので、今回これで質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、4番、菅家忠君の一般質問は終了しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 4 時 2 0 分)

